

第70回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

令和3年6月24日（木曜日）午前10時

開催場所

富山県小矢部市清沢210番地
当社本店 5階ホール

議案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第5号議案 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するための新株予約権を用いた方策継続承認の件

目次

第70回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	2
株主総会参考書類	4
（添付書類）	
事業報告	43
連結計算書類	67
計算書類	70
監査報告	73



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/8111/>



第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、令和3年6月23日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、インターネット等による議決権行使に際しましては、2頁の「議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 令和3年6月24日（木曜日）午前10時
- 2 場 所 富山県小矢部市清沢210番地 当社本店 5階ホール
(末尾の会場ご案内函をご参照ください。)
- 3 目的事項 報告事項 (1) 第70期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
(2) 第70期（令和2年4月1日から令和3年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役8名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
第5号議案 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するための新株予約権を用いた方策継続承認の件
- 4 招集ご通知添付書類および株主総会参考書類に関する事項 (1) 本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。
① 連結計算書類の注記表（連結注記表）
② 計算書類の注記表（個別注記表）
なお、監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類は、株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ホームページに掲載している連結注記表および個別注記表となります。
(2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページに掲載させていただきます。
当社ホームページ <https://www.goldwin.co.jp/>

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

令和3年6月24日（木曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和3年6月23日（水曜日）
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

令和3年6月23日（水曜日）
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4・5号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

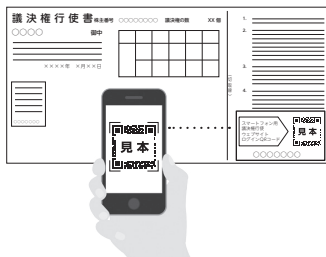
- 書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

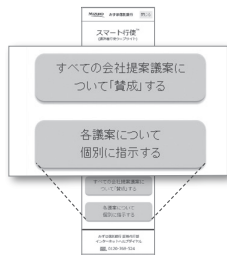
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は**1回のみ**。

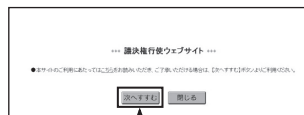
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

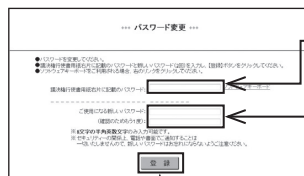
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

☎ 0120-768-524

(受付時間 平日午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社 I C J の運営する機関投資家向け議決権プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

公告閲覧の利便性向上および公告手続の合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるものであります。

また、取締役会の運営について柔軟かつ機動的な対応を可能とするため、招集権者を取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (公告方法) 第5条 当社の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集する。 ② (条文省略) ③ (条文省略)	第1章 総則 (公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告を行うことができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載する方法により行う。 第4章 取締役および取締役会 (取締役会の招集) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締</u> 役が招集する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり)

第2号議案

取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役8名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当等			
1	にしだあきお 西田明男	代表取締役会長	再任		
2	わたなべたかお 渡辺貴生	代表取締役社長	再任		
3	にしだよしてる 西田吉輝	取締役専務執行役員 (商品・調達・富山地区関係会社担当)	再任		
4	ほんまえいいちろう 本間永一郎	取締役専務執行役員 (海外担当)	再任		
5	すずきまさとし 鈴木木政俊	社外取締役	再任	社外	独立
6	もりぐちゆうこ 森口祐子	社外取締役	再任	社外	独立
7	あきやまりえ 秋山里絵	社外取締役	再任	社外	独立
8	よしもといちろう 好本一郎	社外取締役	新任	社外	独立

再任 再任取締役候補者
 新任 新任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験

候補者番号	取締役	企業経営	財務・会計	人事・人材開発	法務	リスクマネジメント	研究開発	製造技術	営業	マーケティング	グローバル経験	社会・環境
1	西田 明男 (代表取締役会長)	○		○		○				○	○	○
2	渡辺 貴生 (代表取締役社長)	○				○	○		○	○		○
3	西田 吉輝 (取締役専務執行役員)	○	○					○			○	
4	本間 永一郎 (取締役専務執行役員)	○	○							○	○	
5	鈴木 政俊 (社外取締役)				○	○						
6	森口 祐子 (社外取締役)			○			○					○
7	秋山 里絵 (社外取締役)				○	○					○	
8	好本 一郎 (社外取締役)	○		○					○		○	

候補者番号

1

にし だ あき お
西田 明男

再任

生年月日

昭和28年11月6日

所有する当社の株式数

257,856株

略歴、当社における地位及び担当

昭和52年10月	当社入社
平成元年6月	当社取締役
平成4年6月	当社常務取締役
平成6年6月	当社専務取締役
平成11年5月	当社常務取締役
平成12年6月	当社代表取締役社長
令和2年4月	当社代表取締役会長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

西田明男氏は平成12年より令和2年3月まで当社代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営の推進とコーポレートガバナンスの強化に適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当

昭和57年4月	当社入社
平成17年6月	当社取締役執行役員ノースフェイス事業部長
平成18年6月	当社取締役アウトドアスタイル事業本部長兼ノースフェイス事業部長
平成19年6月	当社取締役執行役員アウトドアスタイル事業本部長兼ノースフェイス事業部長
平成22年4月	当社取締役常務執行役員事業統括本部副本部長兼アウトドアスタイル事業本部長
平成24年4月	兼ヘリーハンセン事業部長兼ダイレクトマーケティング推進部長 当社取締役専務執行役員事業統括本部長兼アウトドアスタイル事業本部長
平成27年4月	当社取締役専務執行役員事業統括本部長
平成29年4月	当社取締役副社長執行役員事業統括本部長
平成30年4月	当社取締役副社長執行役員事業統括本部長兼事業本部長
令和2年4月	当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

渡辺貴生氏は事業ならびにマーケティング部門での豊富な経験と見識を有しており、事業全般を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

わた なべ たか お
渡辺 貴生

再任

生年月日

昭和35年3月22日

所有する当社の株式数

40,000株

候補者番号

3

にし だ よし てる
西田 吉輝

再任

生年月日

昭和31年1月4日

所有する当社の株式数

379,292株

候補者番号

4

ほん ま えい いち ろう
本間 永一郎

再任

生年月日

昭和35年3月19日

所有する当社の株式数

31,600株

略歴、当社における地位及び担当

昭和53年4月 当社入社
平成15年4月 当社調達管理部長
平成16年6月 当社執行役員調達管理部長
平成22年6月 当社取締役執行役員調達管理部長
平成24年4月 当社取締役常務執行役員総合企画本部調達担当
平成25年4月 当社取締役常務執行役員総合企画本部富山地区関係会社担当・仕入先担当
平成26年4月 当社取締役常務執行役員富山地区関係会社担当・仕入先担当
平成29年4月 当社取締役専務執行役員富山地区関係会社担当・仕入先担当
平成30年4月 当社取締役専務執行役員富山地区関係会社担当・調達担当
令和2年4月 当社取締役専務執行役員商品・調達・富山地区関係会社担当（現任）

重要な兼職の状況

—

取締役候補者とした理由

西田吉輝氏は調達部門ならびに中国事業での豊富な経験と見識を有しており、調達全般、仕入先を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

略歴、当社における地位及び担当

昭和57年4月 当社入社
平成15年4月 (株)ナナミカ代表取締役社長（現任）
平成18年4月 当社マーケティング室長
平成19年4月 当社経営企画室長
平成22年4月 当社執行役員経営企画室長
平成24年6月 当社取締役執行役員総合企画本部経営企画室長
平成26年4月 当社取締役常務執行役員総合企画本部長兼経営企画室長兼事業統括本部海外部長
平成28年4月 当社取締役常務執行役員総合企画本部長兼グローバル本部長
平成29年4月 当社取締役専務執行役員総合企画本部長兼グローバル本部長
平成30年4月 当社取締役専務執行役員総合企画統括本部長兼グローバル本部長
平成31年4月 当社取締役専務執行役員総合企画統括本部長兼経営企画本部長兼グローバル本部長
令和2年4月 当社取締役専務執行役員経営企画・グローバル担当兼グローバル本部長
令和3年4月 当社取締役専務執行役員海外担当（現任）

重要な兼職の状況

(株)ナナミカ代表取締役社長

取締役候補者とした理由

本間永一郎氏は事業およびマーケティング部門での豊富な経験と見識を有しており、ブランド戦略部門、経営企画部門を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社グループの成長戦略の策定・推進を遂行できると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

鈴木 政俊

再任

社外

独立

生年月日

昭和25年5月31日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

8年

略歴、当社における地位及び担当

平成2年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成22年4月 秀英法律事務所所属
平成25年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

鈴木政俊氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行ってまいりました。今後も引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

略歴、当社における地位及び担当

昭和50年12月 日本女子プロゴルフ協会入会
平成24年3月 岐阜県教育委員（現任）
平成27年6月 当社社外取締役（現任）
令和2年6月 ㈱大垣共立銀行社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

㈱大垣共立銀行社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

森口祐子氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、スポーツ選手として長年培った豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行ってまいりました。今後も引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

候補者番号

6

森口 祐子

再任

社外

独立

生年月日

昭和30年4月13日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

6年

候補者番号

7

あき やま り え
秋山 里絵

再任

社外

独立

生年月日

昭和45年3月17日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

2年

略歴、当社における地位及び担当

平成11年4月 弁護士登録（東京弁護士会）
平成11年4月 馬場法律事務所（現 馬場・澤田法律事務所）所属
令和元年6月 当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

秋山里絵氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行ってまいりました。今後も引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

略歴、当社における地位及び担当

昭和53年4月 日本電信電話公社（現NTT）入社
平成10年12月 スターバックスコーヒージャパン㈱代表取締役COO
平成17年5月 日本マクドナルド㈱上席執行役員CAO
平成26年10月 シミック㈱代表取締役社長執行役員
令和3年2月 一般社団法人東大ウォリアーズクラブ名誉理事（現任）

重要な兼職の状況

—

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

好本一郎氏は企業経営・人事人材開発・営業・グローバル経験と幅広い経験と実績を保有され、海外事業の強化を掲げる当社にとっては、特に海外企業とのコミュニケーション等の実務において監督機能の強化を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。なお、同氏の選任が承認された場合、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

候補者番号

8

よし もと いち ろう
好本 一郎

新任

社外

独立

生年月日

昭和28年5月29日

所有する当社の株式数

一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 森口祐子氏の戸籍上の氏名は、関谷祐子であります。
3. 鈴木政俊氏、森口祐子氏、秋山里絵氏および好本一郎氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、鈴木政俊氏、森口祐子氏および秋山里絵氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。3氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、好本一郎氏が選任された場合には、同様の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が取締役就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中で同様の内容で更新することを予定しております。

監査役1名選任の件

監査役塩原明之氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

しお ばら あき ゆき
塩原 明之

再任

社外

独立

略歴、当社における地位

昭和52年4月 三井物産(株)入社
平成17年6月 同社中部化学品部長
平成18年4月 同社工業材料事業部長
平成20年4月 同社内部監査部検査役
平成25年6月 三井物産インターファッション(株)常勤監査役
平成28年10月 三井物産アイ・ファッション(株)常勤監査役
平成29年6月 当社社外監査役(現任)

重要な兼職の状況

—

生年月日

昭和27年5月17日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

4年

社外監査役候補者としての理由

塩原明之氏は総合商社において、国内外における経営ならびに経営監督業務を担当されてきており、企業経営ならびに企業内監査による豊富な経験と幅広い見識は、当社の持続的成長と企業価値の向上を図る観点からの取締役会の意思決定機能や監督機能の強化を期待できると判断し、監査役として選任をお願いするものであります。
なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 塩原明之氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、塩原明之氏との間に会社法第427条第1項の規定のに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、全ての監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第4号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成28年6月23日開催の第65回定時株主総会において、年額400百万円以内（うち社外取締役50百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額95百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

なお、現在の取締役は9名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「取締役8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は8名（うち社外取締役4名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年15,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を後述【ご参考】に記載の内容に変更する予定です。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社関係会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社関係会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（2）に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社又は当社関係会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 本割当株式の無償取得

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記（3）の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。この他、非違行為があった場合等、本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

(5) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】

取締役の個人別の報酬等の決定方針の決定について

1. 基本方針

- ・当社の役員報酬制度は、各役員の役割や責任に応じた公正な報酬体系とし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促すものとするを基本方針としております。また客観性の観点から経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて報酬体系、水準の見直しを行うこととし、さらに透明性の観点から報酬体系、水準等については、社外役員を過半数とする指名・報酬諮問委員会に諮問するものとしております。
- ・具体的には、社内取締役の報酬は基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うものとしております。

2. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

- ・当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬であり毎月均等に支給します。基本報酬は職位・職責に応じた金額としております。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

- ・業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めることを目的として、社内取締役に対して、各事業年度の全社業績に応じて算出された額を、翌期に毎月均等に支給します。
- ・非金銭報酬は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への動機付け、及び株主との価値共有の強化を目的として、社内取締役に対して譲渡制限付株式を付与します。付与株式数は、取締役会で、株主総会にて決議した報酬限度額の範囲内において、職位・職責を勘案して決定するものとしております。また、具体的な報酬等を与える時期や条件についても、取締役会で決定するものとしております。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

- ・社内取締役の種類別の報酬割合については、指名・報酬委員会の検討を経て取締役会にて決定するものとしております。
- ・社外取締役は、全額を基本報酬としております。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

- ・個人別の報酬額については、指名・報酬諮問委員会の諮問を経た上で、取締役会で、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内において、決定するものとします。

当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するための新株予約権を用いた方策継続承認の件

当社は、平成30年6月28日開催の第67回当社定時株主総会におきまして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するための取組みの一環として、当社の20%以上の株券等保有割合を構成する株券等の取得に対する適正な方策として新株予約権の無償割当等を活用した方策（以下、「現行プラン」という。）の導入に対する承認をいただいておりますが、現行プランは令和3年6月24日に開催予定の第70回当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」という。）後に開催される取締役会終結時をもってその承認決議の有効期間が満了いたします。

本議案は、定款第6条の規定に基づき、現行プランを一部修正し、新株予約権の無償割当等を活用した方策（以下、本プランという。）を継続採用することにつきまして、下記第4項乃至第8項附帯条件を付して承認することをお願いするものであります。

なお、本議案が承認された場合、令和3年5月25日付で公表いたしました「当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するための適正な対応方針（買収防衛策）の継続採用に関するお知らせ」の中の別添2に記載しました本プラン（本ご通知24頁以降の【添付資料】ご参照）を、本定時株主総会後に開催する取締役会において承認の上、導入する予定です。

本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させる当社株券等の大規模買付行為が実現されることを目的として、大規模買付行為を行うにあたって事前の十分な情報開示と相当な検討・交渉期間等を確保するための手続等を定めるものであります。

本プラン継続採用のあたっの現行プランからの主要な修正点は以下のとおりです。

変更点1 基本方針の実現に資する取組について、中期経営計画の進捗を勘案したより具体的な企業価値向上の取組みに関する事項やコーポレート・ガバナンスに関する諸施策等を取り入れた内容に修正します。

（* 25頁 二. 基本方針の実現に資する取組）。

変更点2 その他、法令および金融商品取引所規則の改正や買収防衛策の動向等に照らし合わせ、必要に応じて語句や言い回しの修正を行います。

ここでいう、「大規模買付行為」とは、次の①・②のいずれかに該当する行為をいうものとします

- ① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定するものをいうものとします。）を対象とする、買付後の株券等所有割合（金融商品取引法第27条の2第8項に従い算出します。ただし、特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する者をいうものとします。）の株券等所有割合との合計とします。）が20%以上となる公開買付けの公開買付開始公告を行うこと
- ② 株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に従い算出します。ただし、共同保有者（金融商品

取引法第27条の23第5項および第6項に規定する者をいうものとします。)の株券等保有割合との合計とします。)が20%以上となる当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定するものをいうものとします。以下同じ。)の取得(売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことが含まれるものとし、これに準ずる行為として取締役会で定めるものを含むものとします。)

本議案承認決議の有効期間(定款第6条第2項に定める「有効期間」に該当します。以下「有効期間」といいます。)は、本議案承認決議後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとします。ただし、当該取締役会の終結時に買収提案(下記第5項にて定める意義を有するものとします。)を行っている者または大規模買付行為を行おうとしもしくは現に行っている者であって取締役会にて定める者が現に存在している場合にはその限りで有効期間が延長されます。本議案承認決議の効力は有効期間内に行われる本新株予約権の無償割当等に関する各取締役会決議におよびます。また、本決議で言及されている用語の意味は、定款第6条および令和3年5月25日付で公表いたしました「当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するための適正な対応方針(買収防衛策)の継続採用のお知らせ」の中の別添2に記載しました本プラン(本ご通知24頁以降の【添付資料】ご参照)に定めるところに従います。

なお、本決議において金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む。)の規定に言及している用語については、同法に改正があった場合、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。

1. 本プランの目的

本プランは、当社株券等の大規模買付する行為またはその提案が行われる場合に、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して予め遵守すべき手続きを提示し、株主の皆さまに対して当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者による買収提案に応ずるべきか否かを判断するために必要かつ十分な情報ならびに時間および期間をご提供するとともに、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保し、買収提案の検証および当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者との協議を行うことを通じて、当社の株主共同の利益を害する買収を抑止し、当社の株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

2. 本プランの継続採用の必要性

当社取締役会は、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報および時間ならびに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するため、本プランを継続することとしました。

本プランは、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置を取ることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動にあたって当社取締役会の恣意的判断を排除するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆さまに適時に情報開示を行うことにより、透明性を確保することとしております。

なお、現在当社は、買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。当社の直近の大株主の状況等は本ご通知49頁の(1)株式の状況のとおりであります。

3. 本プランの対象

有効期間中、当社は、定款第6条の規定に従い、当社の20%以上の株券等を取得した者およびその関係者等による行使に制約が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当等を活用した方策を採ることができるものとします。ここにいう、「当社の20%以上の株券等を取得した者およびその関係者等」とは、(i) 大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（大規模買付行為を行おうとしたまたは現に行っている者に該当すると当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に認定した者を含みますが、取締役会において別途定める者を除くものとします。以下「特定買収者」といいます。）、(ii) その共同保有者または特別関係者および(iii) (i) または(ii) に該当する者を支配する者（特定買収者、その共同保有者または特別関係者およびこれらの者を支配する者に該当すると当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に認定した者を含みます。）ならびに(iv) これらに準ずる者として取締役会で定める者をいうものとします。

4. 特別委員会の設置

当社取締役会は、その決議により特別委員会を設置するものとします。特別委員会の委員は3名以上とし、当社の社外役員および外部有識者から選任されるものとします。

5. 対抗策の手続き

(7) 意向表明書の提出

特定買収者は、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社が定める書式により、本プランの手続きを遵守する旨の誓約文言等のある法的拘束力のある書面（特定買付者の代表者による署名または記名押印のされたものとし、また、条件または留保等は付されてはならないものとします。）および当該署名または記名押印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に

提出していただきます。意向表明書には特定買収者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先および企図されている大規模買付行為の概要等を明示していただきます。なお、特定買収者が当社または特別委員会に提出または提供する一切の資料における使用言語は日本語に限るものとします。

(イ) 特定買収者への情報提供の要求

特定買収者は、特定公開買付けの公開買付開始公告の実施または支配株式の取得のいずれか早い時点（ただし、当社取締役会が意向表明書を受領した日から5営業日を超える場合は、当該受領日から5営業日（初日不算入とします。）目までに、予め、大規模買付行為に関する下記に掲げる情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を必要かつ十分に記載した買収提案書（以下、「買収提案書」といいます。）を当社取締役会に提出して、買収提案（以下、「買収提案」といいます。）を行っていただきます。

当社取締役会は買収提案書を受領した後、速やかに特別委員会に送付いたします。

当社取締役会および特別委員会は、買収提案書の内容が大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、特定買収者に対し、適宜回答に必要な期限（原則として買収提案書を受領から起算して60日を上限とします。）を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、特定買収者にはかかる情報を当該期限までに、当社取締役会および特別委員会に追加的に提供していただきます。

なお、特定買収者から必要かつ十分な買収提案書が提出あった場合、その時点で速やかに開示するとともに、大規模買付情報のうち適切と判断した事項について、当社株主の皆さまに対し適時適切に情報開示をいたします。

【大規模買付情報】

- a. 特定買収者、ならびにその共同保有者または特別関係者、およびこれらの者を支配する者の詳細（具体的な名称、資本構成、財務内容、事業内容、役員の名、それぞれの関係等を含みます。）。特定買収者が個人である場合は国籍、職歴、当該特定買収者が経営・運営または勤務していた会社またはその他団体の名称、主要な事業、住所、経営・運営または勤務の始期および終期。
- b. 買付の目的、方法および内容（買付予定株式数、買付の対価の価額・種類、買付の時期・期間、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付の実現可能性、買付条件の変更・撤回の可能性、二段階買付の予定の有無・内容を含みます。）。
- c. 買付価額の算定根拠の詳細。
- d. 特定買収者と第三者との間に当社の株券等に関する合意がある場合はその詳細、ならびに特定買収者による当社の株券等の過去における取得に関する情報。
- e. 買付資金の裏付け（買付を行うため調達する資金の総額、買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）。

- f. 買付後の当社および当社グループの経営方針、事業計画（事業譲渡・譲受け、合併、会社分割、設備投資、役員・経営陣の交替等を含みます。）、資本政策および配当政策。
- g. 買付後の当社および当社グループの従業員、取引先、お客様、地域関係者その他の当社に係る利害関係者の対応方針。
- h. 当社の他の株主との間での利益相反を回避するための具体的方策。
- i. 反社会的勢力との関係に関する情報。
- j. その他、当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報。

(ウ) 取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、特定買収者から、意向表明書および必要かつ十分な大規模買付情報を記載した買収提案書ならびに当社取締役会および特別委員会が買収提案書に記載された情報が不十分であると判断して追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、特定買収者の提案は買収提案として扱われるものとし（大規模買付行為に関する提案が買収提案として扱われることとなった日を以下、「買収提案の受領日」といいます。）、速やかに買収提案があった事実を公表するとともに、当社取締役会は当該買収提案につき、対抗措置を採らない旨の決議（以下、「不発動確認決議」といいます。）を行うか否かを判断するための評価・検討および特定買収者との協議を開始いたします。

当社取締役会は買収提案について、当社の株主共同の利益に資するか否かの観点から評価・検討し、買収提案の受領日から60日（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案の場合）または90日（上記以外の場合）の期間（以下、かかる期間を「取締役会評価期間」といいます。）内に当該買収提案につき不発動確認決議を行うか否かを判断するものいたします。ただし、当社取締役会が必要と認める場合には、30日間を上限として取締役会評価期間を延長できるものとし、その場合は具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を特定買収者に提示するとともに、適用ある法令に従って、株主の皆さまに適時適切に開示します。

特定買収者は、当社取締役会との協議を踏まえ、適正な買収提案書に記載された大規模買付情報に関する事項につき変更ができるものとします。当社取締役会が特定買収者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨およびその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

(I) 代替案の作成

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図るうえで、特定買収者が提示する買

取提案よりもより適切である提案と考える事業計画等その他の案（以下、「代替案」といいます。）を作成することができるものとします。この場合、特定買収者による買収提案と当社取締役会による代替案のいずれが適切なものであるかの判断を株主の皆さまに的確に行っていただくため、買収提案に対する当社取締役会の見解も明示し、適用ある法令等に従って、株主の皆さまに対して適時適切に開示します。

(オ) 特別委員会による適正な買収提案書および代替案の検証

当社取締役会は、買収提案を受領した場合は、速やかにこれを特別委員会に付議し、特別委員会に対して、取締役会評価期間内に特定買収者による買収提案に対する不発動確認決議の是非について検討することを依頼します。また、当社取締役会は特別委員会に対し特定買収者との間で行われる協議の内容、経緯、代替案の内容、および特別委員会が検討を行ううえで必要とされる情報を提供します。

特別委員会は、当社の株主共同の利益に資するか否かの観点から当社取締役会から付議された買収提案について評価するとともに、不発動確認決議の是非を検討し、取締役会評価期間内に当社取締役会に対し、特別委員会の判断の内容および根拠を記載した書面による勧告を行うものとします。

ただし、特別委員会は、当社取締役会に対し、買収提案について不発動確認決議を行うべき旨の勧告をした場合であっても、後日、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、対抗措置の発動事由が存することとなった場合には、対抗措置を発動すべき旨の新たな勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。特別委員会は、当社取締役会に対し、買収提案について対抗措置の発動を勧告した場合であっても、後日、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

なお、特別委員会は、当社の株主共同の利益の確保・向上の観点から適切な判断を行うことができるよう、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

6. 本プランの概要

当社は、当社の株主共同の利益を害するおそれのある買収提案がなされた場合であっても、かかる買収提案に対する対抗措置の発動は、株主の皆さまの共同の利益にかかわるものであることから、原則として株主総会において株主の皆さまの意思確認の手続をしたうえで行うべきものであると考えております。

(一) 特定買収者が事前手続を遵守しなかった場合等

特別委員会は、特別買収者の大規模買付行為が下記のいずれかに該当する場合には、当社の株主共同の利益を確保・向上させるために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白なことその他の特段の事情があるときを除き、原則として、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。当社取締役会は、当該勧告において、対抗措置の発動について株主総会において株主の皆さまの意思確認手続を行うこととされている場合には、当該勧告に従い（ただし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反する場合

があると判断する場合は除きます。) 、速やかに株主総会を招集することにより、株主の皆さまに対抗措置を発動すべきか否かをご判断いただくことにしております。ただし、当該勧告において、対抗措置の発動について株主総会において株主の皆さまの意思確認を行うこととされていない場合には、当社取締役会は、当該勧告に従い(ただし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反する場合は除きます。)、株主の皆さまの意思を確認することなく対抗措置の発動の決議を行います。

- a. 特定買収者が本プランに定める事前手続を遵守せずに大規模買付行為をした場合
- b. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある大規模買付行為である場合
- c. 強圧的二段階買付等、株主様に株式の売却を事実上強要する大規模買付行為である場合

(二) 特定買収者が事前手続を遵守した場合

本プランでは、特定買収者が本プランに定める手続きを遵守した場合であっても、特別委員会が当該特定買収者の大規模買付行為は当社の株主共同の利益を害するおそれがあるとの勧告を行ったときには、当社取締役会は、当該勧告に従い(ただし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反する場合は除きます。)、株主の皆さまに対して、特定買収者の買収提案および当該買収提案に対する当社取締役会の見解ならびに当社取締役会が提案する代替案があればそれに関する必要かつ十分な情報を提供したうえで、速やかに株主総会を招集することにより、株主の皆さまに対抗措置を発動すべきか否かをご判断いただくことにしております。

他方で、特別委員会から当該買収提案につき不発動確認決議を行うべき旨の勧告がなされた場合、当社取締役会は、その勧告の内容を最大限尊重したうえで、当該買収提案につき不発動確認決議を行うべきか否かの最終的な判断をします。ただし、特別委員会から不発動確認決議を行うべき旨の勧告がなされたにもかかわらず、当社取締役会が、当該買収提案が、当社の株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと判断する場合は、当社取締役会は、速やかに株主総会を招集することにより、株主の皆さまに対抗措置を発動すべきか否かをご判断いただくものとします。

7. 買収提案者による定款第6条第3項に定める議案に係る要求

取締役会決議で定める要件を満たす買収提案者が、取締役会に対して、自らの買収提案に関する定款第6条第3項にかかる株主総会を開催することを書面にて要求した場合は、取締役会は、特別委員会の諮問を経たうえで、株主総会の開催に合理的に必要とされる期間内に、かかる決議事項を議案とした株主総会を開催するものとします。ただし、当該買収提案に対し不発動確認決議が行われた場合はこの限りではありません。また、株主総会の招集手続の開始後に不発動確認決議を行った場合、その他取締役会で定める場合には、あわせて株主総会の招集手続を取り止めるものとします。

上記の他、取締役会は自らの判断で上記議案を上程する株主総会を開催することができるものとします。

8. 株主の皆さまの意思確認手続

買収提案者の要求または取締役会の判断に基づき、特定の買収提案に対して、定款第6条第3項に定める議案を上程する株主総会の招集手続が取られた場合（取締役会決議で定める要件を満たさなくなったこと等によって株主総会開催日までに招集手続が取り止められた場合を除きます。）は、同項の定めるところに従い、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、かつ出席した総株主の議決権の過半数の賛成により、当該買収提案に対して、本プランによる対抗措置を採ることを承認する決議がなされた場合に限り、当社取締役会は本プランによる対抗措置を採ることができるものとします。

【添付資料】 … 本定時株主総会上程第5号議案がご承認されることを条件に、当社取締役会が承認予定の本プランの詳細内容

当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保および向上のための適正な対応方針（買収防衛策）の件

一 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆さまのご意思に委ねられるべきものだと考えております。

一方、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益（以下、「株主共同の利益」といいます。）を継続的に確保・向上していくことを可能とする者であるべきと考えています。

しかし、買収行為の中には、その態様によって、株主共同の利益に資さないものが存在いたします。

当社の企業価値を構成する要素は、①業界トップクラスに位置付けられる高付加価値・高イメージの複数のスポーツウエアブランド（スポーツブランド）の商標権ないし販売権、②このようなブランド価値を具現化するための優れた創造力・企画力・製造ノウハウ、および最先端の研究施設、③このような創造力・企画力・製造ノウハウを支える個々の優秀な従業員、④永年の取引を通じて培われた信頼関係に裏付けられた多数の取引先・顧客、および自主管理型店舗を含む商圈等々の経営資源を有すること、ならびに、⑤これらの経営資源に基づき既存事業の遂行に加えて新規事業・新規商材・新規市場を開発することにより将来的に業容を拡大して会社業績を向上させ得る事業基盤、および⑥事業活動を通じて安定してキャッシュフローを創出して将来に亘る会社資本強化を実現し得る経営基盤を有することであり、以上のような当社の企業価値の本源に対する理解なくして、当社の企業価値を確保し、持続的に向上させていくことは不可能でございます。

このような理解に欠ける買収者が、当社の株式の大規模買付を行い、短期的な経済的効率性のみを重視して一時的な利益を上げる反面、当社の持つ上記の経営資源や事業基盤を損なうことや、あるいは当社の特定のブランドまたは商権のみを獲得しその余については処分するなど、当社の企業価値を生み出す仕組みに反する行為を行い、当社の事業体としての継続性を阻害することなどは、結果として株主共同の利益の毀損につながるものです。

このように株主共同の利益を害する買収者に対しては、株主共同の利益を保護するために相当な限度で取締役会が対抗措置を発動することが認められてしかるべきであります。しかしながら、買収提案の内容は多

種多様なものがありえますので、当該買収提案の内容が株主共同の利益に資するものであるか、もしくはこれを害するものであるか、にわかに判別し難い場合も存在しうるところです。当社は、かかる買収提案が行われた場合には、まずは取締役会において買収提案者と協議、交渉することとしますが、買収提案者から買収提案に関し、当社が株主共同の利益に資するかを判断するために適切で必要かつ十分な情報の提供が行われたうえで書面による請求があった場合、または特別委員会から勧告があった場合など、一定の要件を満たす場合には株主総会の場において、当該買収提案につき本プランによる対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆さま方に判断していただくことが望ましいものと考えております。

また、株主の皆さまが、買収提案が株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かにつき株主総会の場において適切な判断を行うことができるよう、当該買収提案が当社株主の皆さまおよび当社グループの経営に与える影響、当該買収者が意図する当社グループの経営方針や事業計画の内容、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、買収提案者から必要かつ十分な情報の開示がなされるようにすることは、当社取締役会の責務と考えております。

二 基本方針の実現に資する取組

1. 企業価値向上のための取組み状況

前中期経営計画（平成29年3月期－令和3年3月期）において、創業以来の企業理念「スポーツを通じて豊かで健やかな暮らしを実現する」に加え、スポーツを一番に考え、心から愛し、自ら実践し、そして、スポーツのチカラを信じることで、健やかで楽しい暮らしにつながっていくという考え、「SPORTS FIRST」をタグラインに掲げ、事業の拡大・強化に取組んでまいりました。

前中期経営計画の中では、特に自主管理型ビジネス強化の推進やデジタルブランドマーケティングの強化を重点施策として掲げてまいりましたが、コロナ禍にあって直営店の閉鎖を余儀なくされる中、大型スポーツ量販店等の卸店舗がキャンプ需要の高まりを受けてアウトドア関連商材の専門店を出店するなどの動きが見られたことや、令和2年6月に実施したECサービスのリニューアルによって、これまで以上に直営店とECサービスの相乗効果を生み出すことができるようになりました。このように直営店だけでなく、卸店舗やECサービスとのバランスのとれた販売チャネルの構築を目指してきたことが、不測の事態にも耐えられる強靱な企業体質の構築につながりました。

こうした取り組みの結果、前中期経営計画最終年度となる令和3年3月期の売上高は904億円となり、コロナ禍の中ではあるものの、過去最高益となる令和2年3月期に次ぐ、過去2番目となる営業利益を計上することができ、中期経営計画についても当初の目標を2回上方修正するなど、目標を大幅に達成することができました。

今後も持続的な成長を目指すべく、当社グループでは、令和4年3月期－令和8年3月期の5カ年の中期経営計画を策定し、事業におけるレジリエンスと環境におけるレジリエンスの両立を実現すべく、成長

分野への積極投資とともに顧客や市場の変化に柔軟に対応できる盤石な財務基盤の構築に取り組む所存です。

2. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取り組み

当社は株主共同の利益を向上させ、持続的な成長と企業価値の向上の実現を図るためには、経営の効率化、健全性、透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実させることが重要課題であると認識し、その体制を強化しております。

具体的には、業務の執行を迅速かつ効果的に行うため、内部統制機能の充実、職務権限規程等の運用を行うことにより、その実効性を図るとともに、コンプライアンス体制を構築し、リスク管理、経営の透明性確保や公正な情報開示等の取り組みを行っております。

取締役会は株主に対する受託責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るため、重要な業務執行の決定を行うとともに、社外取締役3名を中心とした業務執行の監督を行っております（なお、本定時株主総会では社外取締役を新たに1名追加する選任議案を上程しており、取締役の選任議案がすべて承認された場合、社外取締役4名となる予定であります）。

また、各取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、取締役の任期を1年とし、株主の皆さまの意思が速やかに反映されるようになっています。

当社は執行役員制度を導入しております。取締役会が任命する執行役員は、取締役会が決定する経営戦略に基づき、各々の領域において委譲された権限の下、適切に業務執行を行うことで、取締役9名のうち3名の社外取締役を通じた取締役会の監督機能の強化に努めております（なお、本定時株主総会では社外取締役を新たに1名追加する選任議案を上程しており、取締役の選任議案がすべて承認された場合、取締役8名のうち4名が社外取締役となる予定であります）。さらに、監査役会の監査役4名のうち3名は社外監査役であり、監査役は取締役会に出席し、意見を述べ、取締役の業務執行状況の監督を行うことにより会社の健全な経営と社会的信用の向上に努めております。

当社は取締役及び執行役員の指名ならびに報酬の決定について、公正性及び透明性を確保するため、指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、その過半数を社外取締役とし、取締役会の諮問に応じて取締役及び監査役候補者の指名に関する事項等を審議し、その内容を取締役会へ答申しております。また、コーポレートガバナンス・コードの要求事項の1つである取締役会の実効性向上やガバナンス上の重要リスク対策の検討を目的としてガバナンス委員会を設置しております。

3. 株主の皆さまへの還元について

当社は株主の皆さまに対する利益還元が企業として最重要課題のひとつであることを常に認識し、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆さまに安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当社は、以上に関連する諸政策を実行し、当社の企業価値の向上および会社の利益、ひいては株主共同の利益の実現を図ってまいります。

三 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

I. 本プランの目的

本プランは、当社株券等の大規模買付行為、またはその手続きが行われる場合に、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者に対して予め遵守すべき手続きを提示し、株主の皆さまに対して当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者による買収提案（下記Ⅲ.(1)⑦で定義される。）に応ずるべきか否かを判断するために必要かつ十分な情報ならびに時間および期間を提供するとともに、当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保し、買収提案の検証および当社株券等の大規模買付行為を行おうとする者との協議を行うことを通じて、当社の株主共同の利益を害する買収を抑止し、当社の株主共同の利益を確保・向上させることを目的としております。

なお、現在当社は、買収の具体的な脅威に晒されているわけではありません。当社の直近の大株主の状況等は本ご通知49頁の(1)株式の状況のとおりであります。

II. 本プランの概要

当社は、当社の株主共同の利益を害するおそれのある買収提案がなされた場合であっても、かかる買収提案に対する対抗策の発動は、株主の皆さまの共同の利益にかかわるものであることから、原則として株主総会において、株主の皆さまの意思を確認したうえで行うべきものであると考えております。

本プランでは、特定買収者（下記Ⅲ.(1)①で定義される。）が本プランに定める手続きを遵守した場合において、特別委員会が当該特定買収者の大規模買付行為は当社の株主共同の利益を害するおそれがあるとの勧告を行ったときであっても、当社取締役会は、当該勧告に従い（ただし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反する場合がありますと判断する場合は除きます。）、株主の皆さまに対して、特定買収者の買収提案および当該買収提案に対する当社取締役会の見解ならびに当社取締役会が提案する代替案があればそれに関する十分な情報を提供したうえで、速やかに株主総会を招集することにより、株主の皆さまに対抗措置を発動すべきか否かをご判断いただくことにしております。

また、特別委員会は、下記のいずれかに該当する場合には、当社の株主共同の利益を確保・向上させるために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白なことその他の特段の事情があるときを除き、原則として、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。当社取締役会は、当該勧告において、対抗措置の発動について株主総会において株主の皆さまの意思確認手続を行うこととされている場合には、当該

勧告に従い（ただし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合は除きます。）、速やかに株主総会を招集することにより、株主の皆さまに対抗措置を発動すべきか否かをご判断いただくことにしております。ただし、当該勧告において、対抗措置の発動について株主総会において株主の皆さまの意思確認手続を行うこととされていない場合には、当社取締役会は、当該勧告に従い（ただし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合は除きます。）、株主の皆さまの意思を確認することなく対抗措置の発動の決議を行います。

- ① 特定買収者が本プランに定める事前手続を遵守せずに大規模買付行為をした場合
- ② 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある大規模買付行為である場合
- ③ 強圧的二段階買付等、株主様に株式の売却を事実上強要する大規模買付行為である場合

Ⅲ. 本プランの内容について

本プランの内容は以下のとおりでございます（本プランの手続のおおまかな流れは、別紙1のフローチャートのとおりです）。

なお、本プランにおいて引用される法令等の各条項および用語につき改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます）があった場合には、当該改正後においてこれらの法令等を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとします。

(1) 用語の意味

本プランにおいて使用される以下の用語は、以下の意味を有するものとします。

- ① 「特定買収者」とは、大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者（大規模買付行為を行おうとし、または現に行っている者に該当すると当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に認定した者を含み、特定免除者を除くものとする）をいいます。
- ② 「大規模買付行為」とは下記の(ア)または(イ)に該当する行為をいいます。
 - (ア) 特定公開買付け（当社の株券等(注1)を対象とする公開買付け(注2)のうち、買付後の株券等所有割合(注3)が20%以上となるものをいう）の公開買付開始公告を行うこと
 - (イ) 支配株式（20%以上の株券等保有割合(注4)の株券等(注5)をいう）の取得（売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有することおよび金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことが含まれるものとする）
- ③ 上記②にかかわらず、下記(ア)ないし(イ)の行為のみを行うことによっては特定買収者に該当しないものとする。ただし、(ア)ないし(イ)により支配株式を取得するに至った者が、(ア)ないし(イ)以外の行為によって株券等保有割合の1%以上を占める当社株券等を新たに取得した場合には、特定買収者に該当するものとする。

(7) 当社の行った自己株式の取得または消却その他当社の発行済株式総数もしくは議決権の総数を減少させる行為のみに起因して支配株式を取得することとなった者

(イ) 本新株予約権の行使または取得条項の定めによる本新株予約権の取得対価の交付のみに起因して支配株式を取得することとなった者

(ロ) その他当社取締役会が別途定める行為のみに起因して支配株式を取得することとなった者

④ 「特定免除者」とは、(7) 当社、(イ) 当社の子会社、(ロ) 当社または当社の子会社の従業員持株会および従業員持株会のために当社株式を保有する者をいう。

⑤ 「特定買収者等」とは、特定買収者、ならびにその共同保有者または特別関係者、およびこれらの者を支配する者（特定買収者、ならびにその共同保有者または特別関係者、およびこれらの者を支配する者に該当すると当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に認定した者を含むものとする）をいう。

⑥ 「事前手続」とは、特定買収者に要請される下記(2)「本プランの内容」に定める手続きをいう。

⑦ 「買収提案」とは、大規模買付行為に関する提案であって、大規模買付情報（下記(2)「本プランの内容」②(イ)で定義される。）が十分に記載されたものをいう。

⑧ 「買収提案者」とは、特定買収者で、予め大規模買付行為に関し、当社に事前手続に従って買収提案を提出した者をいう。

⑨ 「不発動確認決議」とは、その対象となる買収提案に対して本プランによる対抗措置を採らない旨の取締役会決議をいう。

⑩ 「本新株予約権」とは、本プランによる対抗措置として、当社株主の皆さまに割り当てられる、下記(7)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定める内容の新株予約権をいう。

(注1) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等をいう。

(注2) 金融商品取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいう。

(注3) 金融商品取引法第27条の2第8項に従い算出される。ただし、特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する者をいう。以下同じ）の株券等所有割合との合計とする。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に従い算出される。ただし、共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項および第6項に規定する者をいう。以下同じ）の株券等保有割合との合計とする。以下本プランにおいては、別段の定めのない限り「株券等保有割合」とは上記意義を有するものとする。

(注5) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される株券等をいう。以下本プランにおいては、別段の定めのない限り「株券等」とは上記意義を有するものとする。

(2) 本プランの内容

① 対象となる買付

本プランの対象となる買付は、大規模買付行為です。

特定買収者は、予め本プランに定められた手続きに従うものとし、本プランに従い当社取締役会が不発動確認決議を行うか、または当社株主総会において定款第6条第3項に定める議案が否決されるまで、買付等を実行してはならないものとし、(以下、大規模買付行為に着手できない期間を「買付停止期間」といいます。)

② 事前手続

(7) 意向表明書の提出

特定買収者は、大規模買付行為の開始または実行に先立ち、別途当社が定める書式により、本プランの手続きを遵守する旨の誓約文言等のある法的拘束力のある書面(特定買収者の代表者による署名または記名押印のされたものとし、また、条件または留保等は付されてはならないものとし、)および当該署名または記名押印を行った代表者の資格証明書(以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。)を当社に提出していただきます。意向表明書には特定買収者の氏名または名称、住所または本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先、特定買収者が現に保有する当社の株券等の数、および企図されている大規模買付行為の概要等を明示していただきます。なお、特定買収者が当社または特別委員会に提出する一切の資料および情報(意向表明書を含みますが、それに限られませんが、)その他当社への連絡および通知における使用言語は日本語に限るものとし、

(イ) 特定買収者への情報提供の要求

特定買収者は、特定公開買付けの公開買付開始公告の実施または支配株式の取得のいずれか早い時点(ただし、当社取締役会が意向表明書を受領した日から5営業日を超える場合は、当該受領日から5営業日(初日不算入とします。))目までに、予め、大規模買付行為に関する下記に掲げる情報(以下、「大規模買付情報」といいます。)を必要かつ十分に記載した買収提案書(以下、「買収提案書」といいます。)を当社取締役会に提出して、買収提案(以下、「買収提案」といいます。)を行っていただきます。当社取締役会が買収提案書を受領した後、速やかに特別委員会に送付いたします。

当社取締役会および特別委員会は、買収提案書の内容が大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、特定買収者に対し、適宜回答に必要な期限(原則として買収提案書を受領から起算して60日を上限とします。)を定め、追加的に情報を提供するように求めることがあります。この場合、特定買収者にはかかる情報を当該期限までに、当社取締役会および特別委員会に追加的に提供していただきます。

なお、特定買収者から必要かつ十分な買収提案書が提出あった場合、その時点で速やかに開示するとともに、大規模買付情報のうち適切と判断した事項について、当社株主の皆さまに対し適時適切に情報開示をいたします。

【大規模買付情報】

- a. 特定買収者、ならびにその共同保有者または特別関係者、およびこれらの者を支配する者の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、事業内容、役員の名、それぞれの関係等を含みます。）。特定買収者が個人の場合である場合は国籍、職歴、当該特定買収者が経営・運営または勤務していた会社またはその他団体の名称、主要な事業、住所、経営・運営または勤務の始期および終期。
 - b. 買付の目的、方法および内容（買付予定株式数、買付の対価の価額・種類、買付の時期・期間、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付の実現可能性、買付条件の変更・撤回の可能性、二段階買付の予定の有無・内容を含みます。）。
 - c. 買付価額の算定根拠の詳細。
 - d. 特定買収者と第三者との間に当社の株券等に関する合意がある場合はその詳細、ならびに特定買収者による当社の株券等の過去における取得に関する情報。
 - e. 買付資金の裏付け（買付を行うため調達する資金の総額、買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）。
 - f. 買付後の当社および当社グループの経営方針、事業計画（事業譲渡・譲受け、合併、会社分割、設備投資、役員・経営陣の交替等を含みます。）、資本政策および配当政策。
 - g. 買付後の当社および当社グループの従業員、取引先、お客様、地域関係者その他の当社に係る利害関係者の対応方針。
 - h. 当社の他の株主との間での利益相反を回避するための具体的方策。
 - i. 反社会的勢力との関係に関する情報。
 - j. その他、当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報。
- (r) 取締役会評価期間の設定

当社取締役会は、特定買収者から、意向表明書および必要かつ十分な大規模買付情報を記載した買収提案書ならびに当社取締役会および特別委員会が買収提案書に記載された情報が不十分であると判断して追加的に提出を求めた情報（もしあれば）が提出された場合、特定買収者の提案は買収提案として扱われるものとし（大規模買付行為に関する提案が買収提案として扱われることとなった日を以下、「買収提案の受領日」といいます。）、速やかに買収提案があった事実を公表するとともに、当社取締役会は当該買収提案につき、対抗措置を採らない旨の決議（以下、「不発動確認決議」といいます。）を行うか否かを判断するための評価・検討および特定買収者との協議を開始いたします。

当社取締役会は買収提案について、当社の株主共同の利益に資するか否かの観点から評価・検討し、買収提案の受領日から60日（対価を円貨の現金のみとした買付上限株数を設けない買収提案の場合）または90日（上記以外の場合）の期間（以下、かかる期間を「取締役会評価期間」といいます。）内に当該買収提案につき不発動確認決議を行うか否かを判断するものいたします。ただし、当社取締役会が必要と認

める場合には、30日間を上限として取締役会評価期間を延長できるものとし、その場合は具体的延長期間および当該延長期間が必要とされる理由を特定買収者に提示するとともに、適用ある法令に従って、株主の皆さまに適時適切に開示します。

特定買収者は、当社取締役会との協議を踏まえ、適正な買収提案書に記載された大規模買付情報に関する事項につき変更ができるものとします。当社取締役会が特定買収者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨およびその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます。）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。

(イ) 代替案の作成

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を図るうえで、特定買収者による買収提案よりもより適切な提案であると考える事業計画等その他の案（以下、「代替案」といいます。）を作成することができるものとします。この場合、特定買収者による買収提案と当社取締役会による代替案のいずれが適切なものであるかの判断を株主の皆さまに的確に行っていただくため、買収提案に対する当社取締役会の見解も明示し、適用ある法令等に従って、株主の皆さまに対して適時適切に開示します。

(ロ) 特別委員会による適正な買収提案書および代替案の検証

当社取締役会は、買収提案を受領した場合は、速やかにこれを特別委員会に付議し、特別委員会に対して、取締役会評価期間内に特定買収者による買収提案に対する不発動確認決議の是非について検討することを依頼します。また、当社取締役会は特別委員会に対し特定買収者との間で行われる協議の内容、経緯、代替案の内容、および特別委員会が検討を行ううえで必要とされる情報を提供します。

特別委員会は、当社の株主共同の利益に資するか否かの観点から当社取締役会から付議された買収提案について評価するとともに、不発動確認決議の是非を検討し、取締役会評価期間内に当社取締役会に対し、特別委員会の判断の内容および根拠を記載した書面による勧告を行うものとします。

ただし、特別委員会は、当社取締役会に対し、買収提案について不発動確認決議を行うべき旨の勧告をした場合であっても、後日、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、対抗措置の発動事由が存することとなった場合には、対抗措置を発動すべき旨の新たな勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。特別委員会は、当社取締役会に対し、買収提案について対抗措置の発動を勧告した場合であっても、後日、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。

なお、特別委員会は、当社の株主共同の利益の確保・向上の観点から適切な判断を行うことができるよう、当社の費用負担において、当社取締役会から独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公

認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

(3) 不発動確認決議に係る検討

(一) 特定買収者が事前手続を遵守しなかった場合等

特別委員会は、特別買収者の大規模買付行為が下記のいずれかに該当する場合には、当社の株主共同の利益を確保・向上させるために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白なことその他の特段の事情があるときを除き、原則として、当社取締役会に対し、対抗措置の発動を勧告します。当社取締役会は、当該勧告において、対抗措置の発動について株主総会において株主の皆さまの意思確認手続を行うこととされている場合には、当該勧告に従い(ただし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反する場合がありますと判断する場合は除きます。)、速やかに株主総会を招集することにより、株主の皆さまに対抗措置を発動すべきか否かをご判断いただくことにしております。ただし、当該勧告において、対抗措置の発動について株主総会において株主の皆さまの意思確認手続を行うこととされていない場合には、当社取締役会は、当該勧告に従い(ただし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反する場合がありますと判断する場合は除きます。)、株主の皆さまの意思を確認することなく対抗措置の発動の決議を行います。

- a. 特定買収者が適正な買収提案書の提出を行わずに大規模買付行為に着手した場合、買付停止期間において大規模買付行為に着手または継続もしくは再開するなど、本プランに定める手続きを遵守しない場合であって、かつ当社の株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動することが相当であると認められる場合
- b. 当社の企業価値ひいては株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある以下のいずれかの態様に該当する大規模買付行為である場合
 - (a) 株式を買占め、その株式について当社およびその関係者に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b) 当社を一時的に支配して当社の重要な資産等を移転させるなど、当社の犠牲の下に特定買収者等の利益を実現する経営を行う行為
 - (c) 当社の資産を特定買収者等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d) 当社の経営を一時的に支配して将来の事業展開・商品開発等に必要な資産・資金を減少させるなど、当社の継続的發展を犠牲にして一時的な高いリターンを得ようとする行為
 - (e) 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社のブランド力、企業文化、当社の開発技術または当社の従業員もしくはお客様との関係を損なうことなどにより、当社の株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす大規模買付行為である場合

(f) その他、当社の株主、取引先、顧客、従業員等を含む当社のステークホルダーの利益を不当に害することで特定買収者等が利益を上げる態様の行為

c. 当該買収提案に係る取引の仕組みおよび内容等が、強圧的二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、または上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で当社株券等の買付けを行い、当社株主の皆さまに対して買付けに応じることを事実上強要するもの）等に代表される当社株主に買収に応じることを事実上強要するおそれがある大規模買付行為である場合

なお、当社取締役会は、不発動確認決議に係る検討に当たり、当社の株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者立場にある外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

定款第6条第3項により当社取締役会が招集する株主総会において議決権を行使することができる株主さまは、当社取締役会が定めた基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆さまとします。

(二) 特定買収者が事前手続を遵守した場合

本プランでは、特定買収者が本プランに定める手続きを遵守した場合であっても、特別委員会が当該特定買収者の大規模買付行為は当社の株主共同の利益を害するおそれがあるとの勧告を行ったときには、当社取締役会は、当該勧告に従い（ただし、当該勧告に従うことが取締役の善管注意義務に違反する場合があると判断する場合は除きます。）、株主の皆さまに対して、特定買収者の買収提案および当該買収提案に対する当社取締役会の見解ならびに当社取締役会が提案する代替案があればそれに関する必要かつ十分な情報を提供したうえで、速やかに株主総会を招集することにより、株主の皆さまに対抗措置を発動すべきか否かをご判断いただくことにしております。

他方で、特別委員会から当該買収提案につき不発動確認決議を行うべき旨の勧告がなされた場合、当社取締役会は、その勧告の内容を最大限尊重したうえで、当該買収提案につき不発動確認決議を行うべきか否かの最終的な判断をします。ただし、特別委員会から不発動確認決議を行うべき旨の勧告がなされたにもかかわらず、当社取締役会が、当該買収提案が、当社の株主共同の利益の維持・向上に資するものではないと判断する場合は、当社取締役会は、速やかに株主総会を招集することにより、株主の皆さまに対抗措置を発動すべきか否かをご判断いただくものとします。

(4) 買収提案者による定款第6条第3項に定める議案に係る要求

取締役会決議で定める要件を満たす買収提案者が、取締役会に対して、自らの買収提案に関する定款第6条第3項にかかる株主総会を開催することを書面にて要求した場合は、取締役会は、特別委員会への諮問を経たうえで、株主総会の開催に合理的に必要とされる期間内に、かかる決議事項を議案とした株主総会を開催するものとします。ただし、当該買収提案に対し不発動確認決議が行われた場合はこの限りではありません。また、株主総会の招集手続の開始後に不発動確認決議を行った場合、その他取締役会で定める場合には、あわせて株主総会の招集手続を取り止めるものとします。上記の他、取締役会は自らの判断で上記議案を上程する株主総会を開催することができることとします。

(5) 株主の皆さまの意思確認手続

買収提案者の要求または取締役会の判断に基づき、特定の買収提案に対して、定款第6条第3項に定める議案を上程する株主総会の招集手続が取られた場合（取締役会決議で定める要件を満たさなくなったこと等によって株主総会開催日までに招集手続が取り止められた場合を除きます。）は、同項の定めるところに従い、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、かつ出席した総株主の議決権の過半数の賛成により、当該買収提案に対して、本プランによる対抗措置を採ることを承認する決議がなされた場合に限り、当社取締役会は本プランによる対抗措置を採ることができるものとします。

(6) 当社取締役会による対抗策の発動に関する決議

株主総会において、対抗策の発動または当社取締役会に対抗策の発動の委任が決議された場合、または本プランに従って対抗措置の発動が当社取締役会において決議することが認められる場合、当社取締役会は特定買収者に対し、買収提案書に記載された買付を撤回するよう申し入れます。特定買収者が買付を撤回しない場合には、速やかに本新株予約権の無償割当て等の対抗策の発動を行うものとし、速やかに株主の皆さまに開示します。

なお、新株予約権の無償割当てを決議した後において、以下の事態が発生した場合には、当社取締役会は本新株予約権の行使期間が開始する前には本新株予約権の無償割当てを中止することができる旨の決議を、無償割当ての効力発生後においては本新株予約権を無償で取得する旨の決議を、それぞれ行うことができるものとします。

- ① 本新株予約権の無償割当ての決議後に特定買収者が買付を撤回した場合、その他買付そのものが無くなった場合。
- ② 本新株予約権の無償割当てを決議するに至った事実関係に変動が生じる等の理由により、対抗策の発動事由が存しなくなった場合。

(7) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランに基づき実施する予定の本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

① 本新株予約権の数

割り当てする本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議または株主総会決議（以下、「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める一定の日（以下、「割当基準日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、割当基準日において当社が有する当社普通株式の数を控除します。）と同数とします。

② 割当対象株主

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

③ 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権割当決議において別途定める日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個の目的である当社普通株式の数（以下、「対象株式数」といいます。）は1株とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資する目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において決定する金額とします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、無償割当ての効力発生日を初日とし、1ヵ月から6ヵ月までの範囲で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において定める期間とします。ただし、下記⑨(a)に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前営業日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

(a) 特定買収者、(b) 特定買収者の共同保有者、(c) 特定買収者の特別関係者、(d) 特定買収者のために当社株式または本新株予約権を保有する者、(e) 上記(a)ないし(d)に該当するものから新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け、もしくは承継したもの、(f) 上記(a)ないし(e)に該当する者の関連者（実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者およびその者と協働して行動する者として当社取締役会が認めた者）をいいます。なお、上記(a)ないし(f)に該当するものを、以下「非適格者」と総称します。）は原則と

して本新株予約権を行使することはできません。

新株予約権者が、適用ある外国の法令上、本新株予約権を行使するに際し、(i) 所定の手続の履行もしくは(ii) 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、または(iii) その双方が必要とされる場合（(i) ないし(iii) に定める手続または条件を当社が履行または充足することを要する場合を含む。）、当該新株予約権者については、当該手続および条件が全て履行または充足されている場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続および条件を履行または充足することで当該新株予約権者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行または充足する義務を負いません。

⑧ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を必要とします。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

(a) 当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間、いつでも当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、本新株予約権無償割当決議の定めるところに従い、本新株予約権を全て無償で取得することができるものとします。

(b) 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち、当該取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換に、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する当社普通株式を交付することができます。

また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換に、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する当社普通株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

なお、非適格者が有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の経済的な利益を交付することは想定しておりません。

⑩ 新株予約権証券の発行

新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

⑪ その他

上記に定めるほか、本新株予約権および無償割当ての内容については、本新株予約権無償割当決議において別途定めるものとします。

(8) 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランの有効期間は令和6年6月30日までに開催予定の当社第73回定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時までとします。本プラン導入後3年が経過した時点で、本プランの各条件の見直し等を含め、必要に応じて株主総会の承認を求めるとし、本プランに株主様の直接の意思を反映することができるようにしております。ただし、有効期間満了前であっても、株主総会で本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、または、当社取締役会において本プランを変更または廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で変更または廃止されるものとします。よって、本プランは、株主の皆さまのご意向に従い、随時これを廃させることが可能です。

また、当社取締役会は、株主共同の利益の確保・向上の観点から、本プランの全体的な趣旨に反しない範囲であって、かつ、法令等の改正、司法判断や社会の動向、当社が上場する金融商品取引所その他の公的機関の見解等を踏まえ、合理的に必要と認められる範囲内で、特別委員会への諮問を経たうえで、有効期間満了前に、本プランの修正・変更を行う場合があります。

本プランの廃止または修正・変更等が決議された場合には、当社は、その廃止または修正・変更の内容その他の事項について、適用ある法令等に従って、株主の皆さまに適時適切に開示します。

Ⅳ. 株主および投資家の皆さまへの影響および本新株予約権行使の手続

1. 本プランの導入時に当社株主・投資家の皆さまに与える影響

本プランの導入時においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、当社株主・投資家の皆さまの権利・利益に影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆さまに与える影響

(1) 当社の株主および投資家に与える影響

本新株予約権の無償割当て時においては、当社取締役会が本新株予約権割当決議に際して別途定める割当基準日時点の株主の皆さまに対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権を無償で割り当てます。この手続きにおいては、株主の皆さまは本新株予約権無償割当ての効力発生日に当然に新株予約権者となりますので、申込みの手続き等は必要ありません。

ただし、株主の皆さまがその後の権利行使期間内に金銭の払い込みその他下記(2)に詳述する本新株予約権の行使に係る手続きを行わないままであった場合、他の株主の皆さまが本新株予約権を行使することに当社株式全体の価値が希釈化されることになります。

なお、当社は当社取締役会の決定に基づき、下記(2)(り)に定める手続きにより非適格者以外の株主様から本新株予約権を取得し、それと引き換えに当社株式を交付することがあります。当社がこの取得手続きを取った場合には、非適格者以外の株主様は本新株予約権行使および行使価額相当の金銭の払い込みなしで当社普通株式を受領することになり、その保有する当社株式全体の価値の希釈化は原則として生じま

せん。

また、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆さまが確定した後の権利落日以降に、当社が本新株予約権の行使期間開始日の前日までに本新株予約権の割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生後において本新株予約権を無償にて取得することがあります。この場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値に希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家様は株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

(2) 本新株予約権の行使の手続

(ア) 株主名簿への記録または記載

本新株予約権の無償割当てを実施する場合、当社取締役会は本新株予約権の割当基準日を公告し、当該割当基準日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆さまに新株予約権が無償で割り当てられますので、株主名簿への記載または記録が未了の株主の皆さまにおかれましては、速やかに株主名簿への記載または記録等の手続を行っていただく必要があります。

(イ) 本新株予約権の行使手続

当社は、割当基準日における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆さまに対し、当社指定書式による本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、株主ご自身が非適格者ではないこと等を誓約する文言、ならびに当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を含むことがあります。）と新株予約権の行使に必要なその他書類を送付します。

株主の皆さまにおかれましては、本新株予約権の無償割当て後の行使期間内にこれらの書類を提出したうえで、当社取締役会が新株予約権の無償割当て決議において、本新株予約権1個当たり金1円を下限として時価の2分の1相当額以下の範囲内で定めた価額を払込取扱銀行に払い込んでいただくことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。

(ロ) 当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合には、法定の手続きに従い、当社取締役会が別途定める日をもって本新株予約権を取得することがあります。この決定をした場合、本新株予約権をお持ちの株主の皆さまは行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社普通株式を受領することとなります。

なお、この場合かかる株主の皆さまには、別途ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他誓約文言および当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を含む当社所定の書式による誓約書をご提出いただく場合があります。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約

権無償割当決議が行われた後、適法ある法令等に従って、株主の皆さまに対して適時適切に開示をいたしますので、当該内容をご確認ください。

V. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、平成27年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1-5.いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有する内容となっております。

1. 当社の株主共同の利益の確保・向上

本プランの導入時においては、新株予約権の発行自体は行われませんので、当社株主・投資家の皆さまの権利・利益に影響が生じることはありません。

本プランによる買収防衛策は、特定買収者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供および考慮・協議のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを当社株主の皆さまが適切に判断されること、当社取締役会が特別委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を当社株主の皆さまに対して提示すること、あるいは、当社取締役会が当社株主の皆さまのために買収提案者と協議を行うこと等を可能とし、もって当社の株主共同の利益の確保・向上を目的として継続されるものです。

2. 事前の開示

当社は、当社株主および投資家の皆さまならびに特定買収者の予見可能性を高め、適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等および金融商品取引所規則に従って、必要に応じて適時適切な開示を行います。

3. 株主意思の重視

当社は、本定時株主総会における、本プランによる買収防衛策の継続に関する承認議案を通じて、本プランについての当社株主の皆さまのご意思を確認する予定です。

4. 特別委員会の設置およびその勧告の最大限の尊重

当社取締役会は、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、本プランに基づく対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するために、当社社外役員および外部有識者の中から選任する特別委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置の発動等に関する取締役会決議をする場合には、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

また、特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザーその他の専門家を含む）をその職務を補助する者として選任すること等ができません。これにより、特別委員会の勧告に係る判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

5. 当社取締役会による外部専門家の意見の取得

上記Ⅲ.（3）のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある外部専門家（弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザーその他の専門家を含む）の助言を得たうえで検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性および合理性が担保されることとなります。

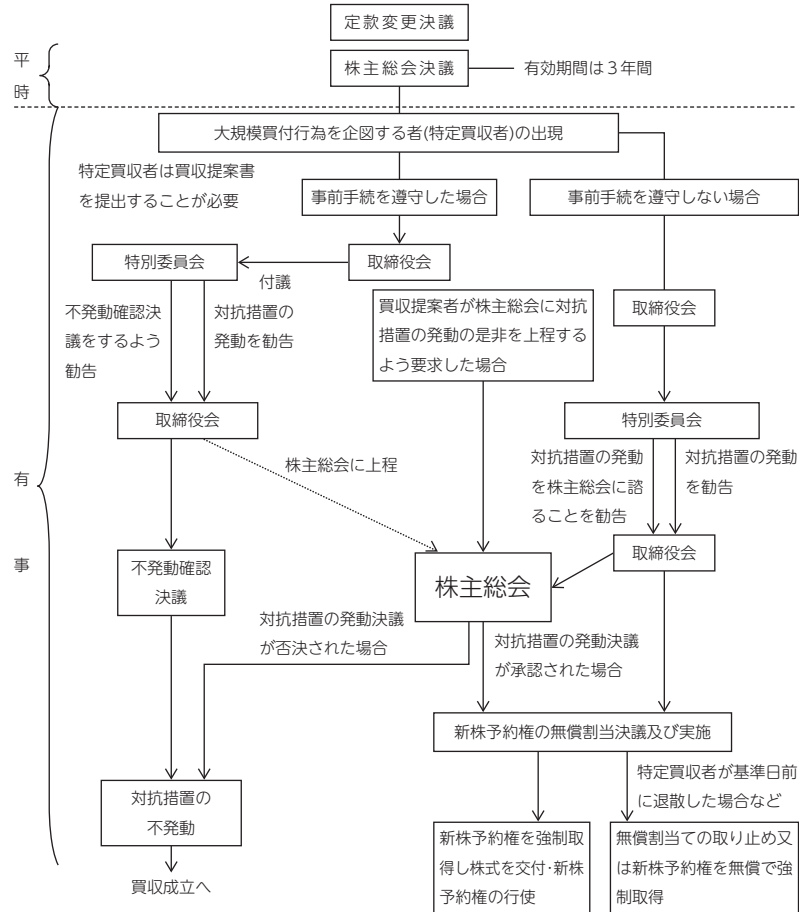
6. 取締役の選任を通じた当社株主の皆さまの意思確認

当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと規定されているため、毎年定時株主総会における取締役選任を通じて、本プランを廃止するか否かについての当社株主の皆さまのご意思が確認されることとなります。

7. デッドハンド型買収防衛策またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会または株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって、いつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

別紙1 本プラン発動時のフローチャート



(注) 上記のスキームは、株主の皆さまへのご説明のため、本プランを図式化したものです。本プランの正確な内容は、本文をご参照ください。

以上

(添付書類)

事業報告

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、緊急事態宣言下には経済活動が大きく制限されるなか、景況感や企業収益の悪化、インバウンド需要の急減や個人消費の減退など厳しい状況で推移しました。また、現状においても、経済活動の回復に向けた動きは鈍く、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、当社におきましては、第1四半期中の約2カ月間、緊急事態宣言の発出により直営店のほぼ全店において一時休業の影響を受けましたが、この間、卸先である大手スポーツ量販店では、キャンプ関連商品に特化した大型店舗を新規出店、売場増床等の動き等が見られました。またリモートワークの普及により、在宅時におけるライフスタイルウエアを求める動きが認められる等、新しい需要の開拓が進んだものの、一時休業の影響から売上高は前期比7.6%減収となりました。

営業利益については、EC売上の構成比が高まったことで通期の粗利益率は53.1%と前年並みを維持し、また広告宣伝費の経費執行の精査を重ねるとともに、発注流動管理の徹底による販売ロス削減を進めたものの、前期比15.1%減益となり、直営店舗の一時休業に伴う減収分をカバーするまでには至りませんでした。

経常利益については、前述の通り、減収の影響を受けつつも、韓国における持分法適用関連会社であるYOUNGONE OUTDOOR Corporationの業績が堅調であったことから、前期比2.4%減益と減益率は営業利益よりも小幅にとどまりました。

親会社株主に帰属する当期純利益については、法人所得税の減少により、前述の営業利益、経常利益と比較して、前期比0.3%減益と減益率は小幅にとどまりました。

当連結会計年度の業績は、期初見通しの段階では、前期比大幅減収減益を予想しておりましたが、コロナ禍において、直営店に加え、卸先、EC売上等のバランスのとれた販売チャネルを構築したことで業績回復は当初の見通しを大きく早回り、第1四半期と第3四半期の2回の業績修正を行った結果、売上高90,479百万円（前期比7.6%減）、営業利益14,838百万円（前期比15.1%減）、経常利益15,984百万円（前期比2.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は10,734百万円（前期比0.3%減）となりました。

- ② 設備投資の状況
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
特記すべき事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第 67 期 (平成30年3月期)	第 68 期 (平成31年3月期)	第 69 期 (令和2年3月期)	第70期(当期) (令和3年3月期)
売上高	70,420百万円	84,934百万円	97,899百万円	90,479百万円
経常利益	7,833百万円	12,982百万円	16,375百万円	15,984百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	5,174百万円	9,243百万円	10,770百万円	10,734百万円
1株当たり利益	114.04円	203.11円	237.89円	236.64円
総資産	71,300百万円	77,544百万円	82,285百万円	91,376百万円
純資産	35,425百万円	39,609百万円	46,852百万円	52,916百万円

(注) 当社は、平成30年4月1日および令和元年10月1日を効力発生日として、それぞれ普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、株式分割が平成30年3月期期首に行われたものと仮定して算定しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区分	第 67 期 (平成30年3月期)	第 68 期 (平成31年3月期)	第 69 期 (令和2年3月期)	第70期(当期) (令和3年3月期)
売上高	60,288百万円	72,845百万円	82,988百万円	79,583百万円
経常利益	6,719百万円	11,341百万円	15,663百万円	14,589百万円
当期純利益	4,704百万円	7,915百万円	7,370百万円	10,259百万円
1株当たり利益	103.70円	173.94円	162.80円	226.17円
総資産	53,318百万円	58,717百万円	61,120百万円	70,388百万円
純資産	21,279百万円	24,670百万円	29,446百万円	34,896百万円

(注) 当社は、平成30年4月1日および令和元年10月1日を効力発生日として、それぞれ普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。1株当たり当期純利益につきましては、株式分割が平成30年3月期期首に行われたものと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社カンタベリーオブニュージーランドジャパン	98	100.0	スポーツ用品の販売
ブラックアンドホワイトスポーツウェア株式会社	45	100.0	スポーツ用品の販売
株式会社ウールリッチジャパン	100	100.0	カジュアルウエアの企画・販売
株式会社ナナミカ	60	96.7	カジュアルウエアの企画・販売

(注) 株式会社ゴールドウインテクニカルセンターは、令和2年4月1日付で当社に吸収合併しております。

(4) 対処すべき課題

顧客や市場の変化に柔軟に対応して、ブランド事業の収益基盤を強化し、企業価値を高めるべく取り組んでおります。また、新型コロナウイルス対策委員会を設置し、お客様、従業員の感染予防対策を徹底しております。

顧客基点のさらなる強化戦略として、次の戦略を掲げています。

① マルチブランド戦略：

単一ブランドでは出来ない新しい市場を創造し、カテゴリー分類別にマルチブランド戦略を実践し、スポーツスタイルの提案を強化します。また、スポーツマーケットの領域を超え、ライフスタイル、ファッション市場に対しても、地位を確立し存在感を発揮してまいります。

② 自主管理売場の強化：

小売機能の強化を図り、直営店の連結売上構成比を拡大し、消費者ニーズを直接・間接的に汲み上げると同時にクリエイティブな提案を積極的に行います。

③ 商品力の優位性の確立：

各分野において、今まで以上に世界でもトップクラスの高機能・高品質を誇る製品を開発し、市場においてもお客様にとっても絶対必要なブランドとしての地位を確立します。

④ グローバル市場への挑戦：

国内のみならず海外市場においても、当社グループの商品力の優位性を背景に、オリジナルブランドを世界で展開していくための戦略の構築、布石に積極的に取り組んでいきます。

⑤ C S R・コンプライアンス体制：

社会の中で信頼の置ける必要な会社であると認められるためには、取扱商品への高いニーズ・信頼性にはじまり、企業倫理・法令遵守はもとより、環境問題への積極的な取り組み、さらには当社グループとしての独自の社会貢献活動が今後の取り組み課題となります。

長期的な経営戦略は上記のとおりであります。当社は、令和4年3月期（第71期）を初年度とする令和8年3月期（第75期）までの中期経営計画を策定しております。

基本方針「成長分野への投資とレジリエンスを両立すべく、盤石な財務基盤の構築を図る」に基づき、重点課題として以下の施策を遂行すべくグループ全社を挙げて取り組んでいきます。

- 成功モデルの波及
THE NORTH FACEの成長余地の探求と成功モデルを波及させる
- 販売チャネルの多様化
VUCAの時代に対応した実需型ビジネスモデルの磨き上げを図る
- 環境配慮素材への移行
全ブランドで環境配慮素材への積極転換を進め、製品開発を強化する
- 高ROE経営の推進
盤石な内部留保を構築しつつ、成長領域への投資の両立を図る

(5) 主要な事業内容（令和3年3月31日現在）

スポーツ用品関連事業

アウトドア関連ブランド商品：登山用ウエア、マリンウエア、アウトドア用品および関連商品

アスレチック関連ブランド商品：トレーニングウエア、テニスウエア、フィットネスウエア、スイムウエア、ラグビーウエア、ゴルフウエアおよび関連商品

ウインター関連ブランド商品：スキーウエア、スノーボードウエアおよび関連商品

その他：機能アンダーウエア、ハイテックウエア（防塵服）など

(6) 主要な営業所および工場（令和3年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本店	富山県小矢部市
本社	東京都渋谷区
大阪支店	大阪府大阪市

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社カンタベリーオブ ニュージーランドジャパン	東京都新宿区
ブラックアンドホワイト スポーツウェア株式会社	東京都千代田区
株式会社ウールリッチジャパン	東京都渋谷区
株式会社ナナミカ	東京都渋谷区

(注) 株式会社ゴールドウインテクニカルセンターは、令和2年4月1日付で当社に吸収合併しております。

(7) 使用人の状況（令和3年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
スポーツ用品関連事業	2,830名	151名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,322名	444名増	39.0歳	11.6年

(注) 使用人数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（令和3年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社北陸銀行	2,890百万円
株式会社みずほ銀行	2,375
株式会社北國銀行	2,332

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (令和3年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 184,000,000株
- ② 発行済株式の総数 47,448,172株
- ③ 株 主 数 8,523名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
コリア セキュリティーズ デポジットリーサムスン	5,486千株	11.7%
三井物産株式会社	4,367	9.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,813	6.0
株式会社北陸銀行	1,980	4.2
株式会社北國銀行	1,735	3.7
株式会社西田	1,724	3.7
公益財団法人ゴールドウイン西田東作 スポーツ振興記念財団	1,692	3.6
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	1,578	3.4
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,448	3.1
丸紅株式会社	1,442	3.1

(注) 持株比率は、自己株式 (513,398株) を控除して計算しております。

また、自己株式には「株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)」が「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に係る信託財産として保有している当社株式は含んでおりません。

(2) 新株予約権等の状況 (令和3年3月31日現在)

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役および監査役の状況（令和3年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	西田明男	代表取締役会長
取締役社長	渡辺貴生	代表取締役社長 (社長執行役員)
取締役	二川清人	副社長執行役員 (管理・人事総務担当)
取締役	西田吉輝	専務執行役員 (品質・調達・富山地区関係会社担当) 株式会社ゴールドウインロジテム代表取締役社長
取締役	本間 永一郎	専務執行役員 (経営企画・グローバル担当) 兼株式会社ナナミカ本部長 株式会社ナナミカ代表取締役社長
取締役	浅見保夫	常務執行役員 (務販 売 担 当)
取締役	鈴木政俊	
取締役	森口祐子	
取締役	秋山里絵	
常勤監査役	近藤政明	
監査役	塩原明之	
監査役	世一秀直	
監査役	森田 勉	

- (注) 1. 取締役鈴木政俊、森口祐子および秋山里絵の3氏は、社外取締役であります。
2. 監査役塩原明之、世一秀直および森田勉の3氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役近藤政明氏は当社の営業部門、管理部門での要職を歴任し、幅広い業務に精通しております。その知識と経験から、コンプライアンスを中心に幅広い見識を有するものであります。
4. 当社は、取締役鈴木政俊、森口祐子、秋山里絵の3氏および監査役塩原明之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5. 令和3年4月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。

氏 名	新役職・担当および重要な兼職の状況
二 川 清 人	(管 理 ・ 人 事 総 務 担 当)
本 間 永 一 郎	専 務 執 行 役 員 (海 外 担 当) 株 式 会 社 ナ ナ ミ カ 代 表 取 締 役 社 長
浅 見 保 夫	(販 売 担 当)

② 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
山 道 修 平	令和2年6月25日	任 期 満 了	取 締 役

③ 責任限定契約の内容の概要

各社外取締役および各監査役は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、被保険者の範囲を全役員（子会社役員等を含む）、管理職従業員を被保険者とした会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下の通りです。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

⑤ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬制度は、各役員の役割や責任に応じた公正な報酬体系とし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促すものとするを基本方針としております。また、客観性の観点から経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえて報酬体系、水準の見直しを行うこととし、さらに透明性の観点から報酬体系、水準等については、社外役員を過半数とする指名・報酬諮問委員会に諮問することとしております。

当社の役員報酬体系は、全額を定額報酬としており、12で除した金額を毎月支給します。報酬は職位・職責に応じた金額とし、社外取締役・監査役を除いた取締役については管掌業務における売上高・営業利益・経常利益等の業績面や取組重点項目の進捗度等、企業経営への貢献度を総合的に評価し、職位・職責に応じた金額を加減する仕組みとしております。

当社は、業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等を支給しておりません。

個人別の報酬額については、取締役会の決議にもとづき代表取締役会長が委任を受けるものとし、その権限の内容は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、職位・職責に加え、売上高・営業利益・経常利益等の業績面や取組重点項目の進捗度等、企業経営への貢献度等をあらかじめ定められた基準にもとづき評価し、これらを総合的に勘案し決定するものとします。

なお、取締役の報酬限度額は、平成28年6月23日開催の第65回定時株主総会において年額400百万円以内（うち、社外取締役50百万円以内。使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額は、平成28年6月23日開催の第65回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、10名（うち、社外取締役は2名）、監査役の員数は、4名（内、社外監査役は3名）です。

また、当社は、平成17年6月29日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止しております。

□. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (内社外取締役)	327 (30)	327 (30)	—	—	10 (3)
監査役 (内社外監査役)	36 (21)	36 (21)	—	—	4 (3)
合 計 (内社外役員)	363 (51)	363 (51)	—	—	14 (6)

(注) 1. 取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額、基本報酬、対象となる役員の員数には、令和2年6月25日開催の第69回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名分を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

取締役	鈴木政俊	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席し、主に法律の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。また、ガバナンス委員会の議長として、ガバナンス体制の強化を行っております。指名報酬委員会の委員としても、代表取締役・取締役の人事ならびに報酬構成等について客観的視点から審議を行いました。
取締役	森口祐子	当事業年度に開催された取締役会15回のうち13回出席し、プロスポーツ選手として長年培った豊富な経験、見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。指名報酬委員会の委員として、代表取締役・取締役の人事ならびに報酬構成等について客観的視点から審議を行いました。
取締役	秋山里絵	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席し、主に法律の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。また、ガバナンス委員会の委員として、ガバナンス体制の強化を行っております。指名報酬委員会の委員としても、代表取締役・取締役の人事ならびに報酬構成等について客観的視点から審議を行いました。
監査役	塩原明之	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会17回のうち17回に出席し、大手商社出身で主に関連業種で培ってきた豊富な知識・経験等に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役	世一秀直	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会17回のうち17回に出席し、大手商社出身で主に関連業種で培ってきた豊富な知識・経験等に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役	森田 勉	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会17回のうち17回に出席し、主に銀行経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	支払額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

- ③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由
 監査役会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部門および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、前事業年度の監査計画と監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額等の見積りの適切性・相当性を検証した結果、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
 会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。
 また上記のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は経営方針、タグライン「SPORTS FIRST：スポーツ・ファースト」、および行動規範に示される経営戦略ミッションをゴールドウイングループ全役職員によって具現化するために、適切な組織の構築、規程、ルールの制定、情報の伝達および業務執行のモニタリングを行い、体制として内部統制システムを整備・維持しております。また、内部統制システムは適宜見直し、改善を行い、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図っております。

I 内部統制の基本方針

当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」と言う。）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針は以下のとおりであります。

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、コンプライアンスの徹底とモニタリング体制を整備し、取締役および使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保致します。また、当社の取締役および使用人は、あらゆる反社会的勢力との関係は一切持ちません。

- (1) 取締役会は、法令、定款および「取締役会規則」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。
- (2) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議および社内規程に従い、担当業務を執行しております。
- (3) 当社は、取締役会の意思決定機能と監督機能の強化および業務執行の効率化を図るため執行役員制度を採用しております。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会および代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行しております。
- (4) 監査役は、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査しております。
- (5) 法令、定款、社内規程等への違反を発見した場合の「内部通報制度」を構築し、全役職員に周知徹底しております。
- (6) 本社社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき当社グループの業務全般に関し、法令、定款および社内規程の遵守状況、職務執行の手続および内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施しております。
- (7) 当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法その他適用のある国内外の法令に基づき、評価、維持、改善等を行う体制の充実を図っております。また、自らの業務の遂行にあたり、職務分離による牽制、日常的モニタリング等を実施し、財務報告の適正性の確保に努めております。
- (8) 使用人の法令、定款および社内規程の遵守徹底を目的とし、毎年使用人全員を対象としたコンプライアンス研修を実施しております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の業務執行に関わる情報は、法令および社内規程に従い適切に保存・管理をいたします。

- (1) 取締役は、「文書取扱規程」その他の社内規程に従い、株主総会、取締役会、経営会議およびその他取締役が決裁に関わる会議の議事録や稟議書等、取締役の職務執行に係る重要な情報を適切に保存・管理しております。またこれらの重要情報は取締役および監査役がいつでも閲覧できる仕組みをとっております。
- (2) 取締役は、開示すべき情報を迅速かつ網羅的に収集した上で、法令等に従い適時、適切かつ正確に開示しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスクを統一的に管理し、損失の危険の発生を未然に防止いたします。また、万一損失の危険が発生した場合でも、対応を万全にし、損失の極小化を図ります。

- (1) さまざまなリスクに対処するため、各種の社内委員会や責任部署を設置するとともに、各種管理規程、リスク管理基準、取引限度額の設定や報告・監視体制の整備等、必要なリスク管理体制および管理手法を整備し、リスクを統一的に管理しております。
- (2) 財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・運用を推進しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

グループ企業理念を定め、グループ経営計画を明確化し、当社グループの適切な経営管理を行うことで取締役の職務執行の効率性を確保します。

- (1) 取締役は、取締役会規則、経営会議規程、子会社管理規程、稟議取扱規程その他の社内規程に定める機関または手続にて必要な決定を行っております。また当該諸規程は、必要に応じてまたは改善のために随時見直しをしております。
- (2) 取締役は、毎月一回の定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行に機動性を確保しております。
- (3) 取締役は、取締役会の方針に基づく業務執行を効率的に行うため、執行役員およびその他の使用人も併せて出席する経営会議を開催し、迅速かつより実体に即した業務執行の意思決定を行っております。
- (4) 経営執行の補完的役割を果たすものとして、重要経営テーマごとに各種委員会を設定しております。
- (5) 適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、各役職者の権限および責任を明確化しております。

5. ゴールドウインググループにおける業務の適正を確保するための体制

グループ企業理念・経営方針を各社に浸透させ、コンプライアンスを徹底し、業務の適正化を確保いたします。

- (1) 子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、ゴールドウインググループ「企業理念」「経営方針」「企業行動規範」等に示される基本的な考え方を共有しております。
- (2) 子会社管理規程、稟議取扱規程その他社内規程に基づき、子会社の経営管理を行うとともに、当社と子会社間の業務の適正を図っております。
- (3) 重要情報に関する報告・協議ルールを定め、グループ全体としてのリスク管理および効率性を追求しております。
- (4) 監査役および内部監査室は子会社を定期的に内部監査し、子会社の業務執行の適法性、妥当性、効率性をチェックしております。またその結果は、重要度に応じて代表取締役、担当取締役または監査役会に報告しております。
- (5) 子会社担当取締役は、子会社の業務の適正を確保するための体制の整備状況を適宜に把握し、必要に応じて取締役会に報告します。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の独立性に関する事項

監査役が、監査役職務を補助する使用人を求めた場合、信頼性、経験、専門性等を十分に備えた使用人を専任として任命いたします。

- (1) 監査役が職務の実効性を高め、かつ円滑な監査業務を遂行するために、補助使用人を置くことを求めた場合、専任でかつ職務を遂行するに足る十分な経験と知見を有する使用人を任命することを規定しております。
- (2) 監査役付の使用人の独立性を確保するため、監査役付の補助使用人の任命、異動等、人事ならびに権限に係る事項の決定は監査役会の事前同意のうえ実行することが規定されております。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役および使用人が、その職務の執行状況について監査役に適切に報告する機会と体制を確保いたします。

- (1) 取締役および使用人は、次に定める事項を監査役に報告することを規定しております。
 - ① 取締役会および経営会議で決議された重要な事項
 - ② 会社に著しい損害が発生するおそれのある事項
 - ③ 毎月の経営状況のうち重要な事項
 - ④ 内部監査状況および内部監査の結果
 - ⑤ 重大な法令・定款違反

- ⑥ 社内内部通報制度による通報状況およびその内容
- ⑦ コンプライアンス上重要な事項

(2) 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は取締役会、経営会議および監査役が求めるその他の重要意思決定会議に出席いたします。
- (2) 監査役は、監査役会が定めた監査方針・監査計画に従い、取締役、執行役員、子会社取締役その他必要な使用人と定期的にヒアリングまたはミーティングを行うこととしております。
- (3) 監査役が監査を実施する際に要請がある場合は、内部監査室が協力することを規定しております。
- (4) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保しております。
- (5) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年一定の予算を設けております。また監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、正当と判断できるものについては、速やかに当該費用または債務を処理することを規定しております。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求は断固拒絶することを行動規範として徹底しております。
- (2) 当社グループは反社会的勢力に関する統括部門を定め、グループ内の情報を収集・管理し、警察、暴力団追放団体、弁護士等との連携を図りながら、反社会的勢力を排除する体制を整備・強化しております。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 取締役の職務執行について

- ① 当社は、取締役会規則等に基づき、取締役会における決議事項等の意思決定のルールを明確にしております。取締役会は月1回以上開催し、3名の社外取締役、3名の社外監査役は、専門的な知識と豊富な経験に基づき、取締役会にて適宜に忌憚のない意見を述べており、経営や業務執行の監督機能、牽制機能を担っております。なお、本年度取締役会は15回開催されました。

- ② 当社は、機動的に戦略を実行すること、および執行責任を明確にすることを目的として、執行役員制度を導入しており、効率的な意思決定を図っております。
- ③ 当社子会社の経営状況については、担当取締役が中心となり、事業計画の達成状況について面談等により報告を受け、定期的に確認をしております。またその結果は取締役会で報告されております。

(2) コンプライアンスについて

- ① 当社グループは企業行動規範を定め、全従業員に対しコンプライアンス研修を毎年行い、周知徹底を図っております。本年度は、コロナ禍の出勤制限下でも、WEBを活用した学習管理システムにて、全従業員対象に実施完了しております
- ② 内部監査室は、内部監査や内部統制評価を通じ業務手順やマニュアルの遵守状況について確認を行い、不備を発見した場合はその都度当該部署に指摘・是正勧告を行っております。指摘された不備は、当該部署によっては是正措置が講じられ、内部監査室はその結果についても確認を行っております。
- ③ 当社グループは内部通報制度に関する規程を策定し、社内窓口である総務部長、内部監査室長に加え、社外の弁護士または社会保険労務士に直接通報・相談できる仕組みを整備・運用しております。
なお、内部通報制度においては、内部通報者の匿名性を保護し、不利な扱いを受けることを禁止しております。
- ④ 社外取締役および社外監査役は取締役会および監査役会において、独立かつ客観的な立場から意見を述べることで、職務執行の適法性・妥当性確保の役割をはたしております。

(3) リスク管理について

- ① 当社グループは、リスクマネジメントの目的、体制および手法を定めた「リスク管理規程」およびクライシス発生時の対応手順を定めた「危機管理マニュアル」を定め、グループ各社に周知・運用をしております。
また重要性の高いリスクについては「リスクカタログ」としてまとめ、その影響度に応じた予防策を講じております。
- ② 新たに重要なリスクの発生が予測される場合、当社グループは取締役会または経営会議で検討し、予防策を講じております。

(4) 監査役の業務執行について

監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき、全監査役が取締役会に出席し、法令・定款の遵守、経営意思決定プロセスや内部統制環境の整備・運用状況等を監査し、必要により意見表明を行っております。

常勤監査役は、経営会議、ガバナンス委員会、CSR推進委員会及びその他の重要会議にも出席しております。

合わせて、事業所・店舗等への往査、事業部門・管理部門に対するヒアリング並びに関係会社ヒアリング等を実施（社外監査役及び社外取締役も適宜参加）しており、これらの監査活動を通じて得た所見・所感に基づき、当社及び当社の重要な関係会社の取締役との意見交換を行い、必要に応じて提言を行っています。

また、グループガバナンスの状況を把握し、内部統制等の運用状況を確認するため、グループ会社監査役会を開催し関係会社監査役との意見交換・情報交換を行うとともに、内部監査室と定期的及び必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行う等の連携を密にして、監査の実効性と効率性の向上を図っています。

さらに会計監査人とは、会計監査人の監査の独立性と適正性を監視しながら、会計監査人から監査計画（年次）及び会計監査結果（四半期レビュー・年度監査）の受領並びに適宜情報交換・意見交換を行っています。

(5) 監査役への報告体制

内部監査室長は、内部監査室が行った監査結果について、また総務部長は内部通報による通報・相談状況について、当社の監査役に報告しております。

なお、当社の内部統制システムは当社及び当社の子会社から成る企業グループベースで構成されており、その運用状況及び子会社における内部統制システムの構築・運用状況等については、取締役・監査役及び関係会社社長が出席するCSR推進委員会に定期的に報告されております。

この内部統制システムについては、継続的に見直しと改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めることとしております。

また、当社は令和3年3月23日に開催した取締役会において、基本方針に定める各事項について、令和3年3月期における運用状況を評価しましたが、重大な欠陥や不備は存在しないことを確認しました。

Ⅲ. 社外役員の独立性に係る基準

当社は、独立社外取締役および独立社外監査役の独立性に関する基準を以下の通り定めております。

当社は会社法第2条第15号または第16号に定める要件を満たし、かつ、以下の事項に該当しない場合、当社および当社グループからの独立性を有する者と判断しております。なお、本基準に照らし合わせて独立性を有さない場合であっても、当人の経験・学識・知見等を踏まえて社外役員として選任することがあります。

1. 現在または過去10年間に於いて、当社および当社の連結子会社（以下、併せて「当社グループ」と言う。）の取締役（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、または使用人に該当しない者

2. 現事業年度を含む過去3年間において、就任前に以下のいずれにも該当していないこと。
 - (1) 当社の現在の主要株主(注1)またはその業務執行者(注2)
 - (2) 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
 - ① 当社グループの主要な取引先(注3)
 - ② 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者、もしくはその業務執行者
 - (3) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
 - (4) 当社グループから多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
 - (5) 当社グループから多額の寄付(注5)を受けている者
 - (6) 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
3. 上記2. のいずれかに該当する者が重要な者(注6)である場合において、その者の配偶者または二親等以内の親族
4. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められた者

(注記)

- (注1) 主要株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己または他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
- (注2) 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。
- (注3) 主要な取引先とは、取引金額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
- (注4) 多額の金銭その他の財産とは、個人の場合は過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上、法人等の場合は当該法人等の連結売上高の2%以上の額をいう。
- (注5) 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える金額またはその他の財産を言う。ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の総収入または経常利益の2%のいずれか大きい方の金額を越える金額をいう。
- (注6) 重要な者とは、取締役、執行役、執行役員および部長格以上の業務執行者またはそれに準じる権限を有する業務執行者をいう。

(6) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「敵対的買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆さまのご意思に委ねられるべきものだと考えております。

一方、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益（以下、「株主共同の利益」といいます。）を継続的に確保・向上していくことを可能とする者であるべきと考えています。

しかし、買収行為の中には、その態様によって、株主共同の利益に資さないものが存在いたします。

当社の企業価値を構成する要素は、①業界トップクラスに位置付けられる高付加価値・高イメージの複数のスポーツウエアブランド（スポーツブランド）の商標権ないし販売権、②このようなブランド価値を具現化するための優れた創造力・企画力・製造ノウハウ、および最先端の研究施設、③このような創造力・企画力・製造ノウハウを支える個々の優秀な従業員、④永年の取引を通じて培われた信頼関係に裏付けられた多数の取引先・顧客、および自主管理型店舗を含む商圏等々の経営資源を有すること、ならびに、⑤これらの経営資源に基づき既存事業の遂行に加えて新規事業・新規商材・新規市場を開発することにより将来的に業容を拡大して会社業績を向上させ得る事業基盤、および⑥事業活動を通じて安定してキャッシュフローを創出して将来に亘る会社資本強化を実現し得る経営基盤を有することであります。以上のような当社の企業価値の本源に対する理解なくして、当社の企業価値を確保し、持続的に向上させていくことは不可能であります。

このような理解に欠ける買収者が、当社の株式の大規模買付を行い、短期的な経済的効率性のみを重視して一時的な利益を上げる反面、当社の持つ上記の経営資源や事業基盤を損なうことや、あるいは当社の特定のブランドまたは商権のみを獲得しその余については処分するなど、当社の企業価値を生み出す仕組に反する行為を行い、当社の事業体としての継続性を阻害することなどは、結果として株主共同の利益の毀損につながるものです。

このように株主共同の利益を害する買収者に対しては、株主共同の利益を保護するために相当な限度で取締役会が対抗措置を発動することが認められてしかるべきであります。しかしながら、買収提案の内容は多種多様なものがありえますので、当該買収提案の内容が株主共同の利益に資するものであるか、もしくはこれを害するものであるか、にわかに判別し難い場合も存在しうるところです。当社は、かかる買収提案が行われた場合には、まずは取締役会において買収提案者と協議、交渉することとしますが、買収提案者からの買収提案に関し、当社が株主共同の利益に資するかを判断するために適切で必要かつ十分な情報の提供が行われたうえで書面による請求があった場合、または特別委員会から勧告があった場合など、一定の要件を満たす場合には株主総会の場において、当該買収提案につき本プランによる対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆さま

ま方に判断していただくことが望ましいものと考えております。

また、株主の皆さまが、買収提案が株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かにつき株主総会の場において適切な判断を行うことができるよう、当該買収提案が当社株主の皆さまおよび当社グループの経営に与える影響、当該買収者が意図する当社グループの経営方針や事業計画の内容、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、買収提案者から必要かつ十分な情報の開示がなされるようにすることは、当社取締役会の責務と考えております。

② 基本方針の実現に資する取組み

イ. 企業価値向上のための取組み状況

前中期経営計画（平成29年3月期－令和3年3月期）において、創業以来の企業理念「スポーツを通じて豊かで健やかな暮らしを実現する」に加え、スポーツを一番に考え、心から愛し、自ら実践し、そして、スポーツのチカラを信じることで、健やかで楽しい暮らしにつながっていくという考え、「SPORTS FIRST」をタグラインに掲げ、事業の拡大・強化に取り組んでまいりました。

前中期経営計画の中では、特に自主管理型ビジネス強化の推進やデジタルブランドマーケティングの強化を重点施策として掲げてまいりましたが、コロナ禍にあって直営店の閉鎖を余儀なくされる中、大型スポーツ量販店等の卸店舗がキャンプ需要の高まりを受けてアウトドア関連商材の専門店を出店するなどの動きが見られたことや、令和2年6月に実施したECサービスのリニューアルによって、これまで以上に直営店とECサービスの相乗効果を生み出すことができるようになりました。このように直営店だけでなく、卸店舗やECサービスとのバランスのとれた販売チャネルの構築を目指してきたことが、不測の事態にも耐えられる強靱な企業体質の構築につながりました。

こうした取り組みの結果、前中期経営計画最終年度となる令和3年3月期の売上高は904億円となり、コロナ禍の中ではあるものの、過去最高益となる令和2年3月期に次ぐ、過去2番目となる営業利益を計上することができ、中期経営計画についても当初の目標を2回上方修正するなど、目標を大幅に達成することができました。

今後も持続的な成長を目指すべく、当社グループでは、令和4年3月期－令和8年3月期の5カ年の中期経営計画を策定し、事業におけるレジリエンスと環境におけるレジリエンスの両立を実現すべく、成長分野への積極投資とともに顧客や市場の変化に柔軟に対応できる盤石な財務基盤の構築に取り組む所存です。

ロ. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社は株主共同の利益を向上させ、持続的な成長と企業価値の向上の実現を図るためには、経営の効率化、健全性、透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実させることが重要課題であると認識し、その体制を強化しております。

具体的には、業務の執行を迅速かつ効果的に行うため、内部統制機能の充実、職務権限規程等の運用を行うことにより、その実効性を図るとともに、コンプライアンス体制を構築し、リ

スク管理、経営の透明性確保や公正な情報開示等の取組みを行っております。

取締役会は株主に対する受託責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るため、重要な業務執行の決定を行うとともに、社外取締役3名を中心とした業務執行の監督を行っております。

また、各取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、取締役の任期を1年とし、株主の皆さまの意思が速やかに反映されるようになっております。

当社は執行役員制度を導入しております。取締役会が任命する執行役員は、取締役会が決定する経営戦略に基づき、各々の領域において委譲された権限の下、適切に業務執行を行うことで、取締役9名のうち3名の社外取締役を通じた取締役会の監督機能の強化に努めております。さらに、監査役会の監査役4名のうち3名は社外監査役であり、監査役は取締役会に出席し、意見を述べ、取締役の業務執行状況の監督を行うことにより会社の健全な経営と社会的信用の向上に努めております。

当社は取締役及び執行役員の指名ならびに報酬の決定について、公正性及び透明性を確保するため、指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、その過半数を社外取締役とし、取締役会の諮問に応じて取締役及び監査役候補者の指名に関する事項等を審議し、その内容を取締役会へ答申しております。また、コーポレートガバナンス・コードの要求事項の1つである取締役会の実効性向上やガバナンス上の重要リスク対策の検討を目的としてガバナンス委員会を設置しております。

ハ. 株主の皆さまへの還元について

当社は株主の皆さまに対する利益還元が企業として最重要課題のひとつであることを常に認識し、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆さまに安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当社は、以上に関連する諸政策を実行し、当社の企業価値の向上および会社の利益、ひいては株主共同の利益の実現を図ってまいります。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は平成30年6月28日開催の第67回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）を継続いたしました。

具体的には、当社発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に取締役会に提出していただきます。当社取締役会の決議により設置する特別委員会は、必要に応じ外部専門家等の助言を得て、買付内容の評価・検討等を行います。買付者が本プランを遵守しない場合や、当社の企業価値、ひいては株主共同

の利益を棄損する買付であると特別委員会が判断した場合は、対抗措置の発動（買付者等による行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当の実施）を取締役に勧告いたします。また特別委員会は、対抗措置を実施することについて株主意思を確認することが相当であると判断した場合は、当社取締役会に対して株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告することができるものとします。

なお、特別委員会が対抗措置の発動について、相当でないと判断した場合は、取締役会に対して不発動の勧告をいたします。

当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の実施または不発動の決議を行うものいたします。なお、特別委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、株主の皆様の意思を確認するものいたします。

当社取締役会は上記決議を行った場合は、速やかに当該決議の内容その他事項について情報開示をいたします。

④ 基本方針の実現のための取組みについての取締役会の判断およびその理由

本プランは平成30年6月28日開催の当社第67回定時株主総会で承認されております。また、本プランは有効期間（平成30年6月28日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会后最初に開催される取締役会の終結時まで）前であっても、当社取締役会の決議により本プランを廃止することができます。また、当社の取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主様のご意思が反映されます。特別委員会は当社社外監査役および社外有識者で構成されることで、当社の経営陣の恣意的判断を排し、その客観性・合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を正しく把握し、当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

また、本プランは予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は本プランにおける当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と内容的に一致させております。これにより、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

本プランの詳細については、当社のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.goldwin.co.jp/corporate/info/ir/defense>

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元が企業として最重要課題の一つであることを常に認識し、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主に対し安定的な配当を継続することを基本とし、業績と配当性向を勘案して実行してまいります。

内部留保金につきましては、財務基盤の充実を図るとともに、今後の事業展開を推進するために有効活用してまいります。

当面は、安定配当を継続しつつも、中長期的な利益成長による配当水準の向上を目指します。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき45円の普通配当に加え、創業70周年の記念配当1株につき10円を実施することとし、1株当たり55円とさせていただきます。この結果、当事業年度の年間配当金合計は70円となります。

《ご参考》年間配当の内訳

令和元年10月1日を効力発生日とする株式分割を、平成31年4月1日（前期首）に行われたと仮定した場合の当期および前期の配当金は次のようになります。

基準日	1株当たり配当金		
	第2四半期末	期末	年間
当期実績	15.00円	55.00円	70.00円
前期(令和2年3月期)	15.00円	45.00円	60.00円

連結計算書類

連結貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	51,168
現金及び預金	21,536
受取手形及び売掛金	9,281
電子記録債権	3,175
商品及び製品	14,435
仕掛品	199
原材料及び貯蔵品	518
その他流動資産	2,032
貸倒引当金	△10
固定資産	40,207
有形固定資産	8,233
建物及び構築物	1,681
土地	4,691
リース資産	1,231
その他有形固定資産	628
無形固定資産	2,912
商標権	1,792
ソフトウェア	731
ソフトウェア仮勘定	318
その他無形固定資産	70
投資その他の資産	29,061
投資有価証券	21,608
長期貸付金	46
退職給付に係る資産	1,267
差入保証金	2,696
破産債権等	148
繰延税金資産	1,449
その他投資その他の資産	2,110
貸倒引当金	△265
資産合計	91,376

科目	金額
負債の部	
流動負債	32,285
支払手形及び買掛金	3,544
電子記録債務	10,131
短期借入金	3,600
一年内返済予定長期借入金	2,520
リース債務	566
未払金	1,998
未払法人税等	3,910
未払消費税等	1,645
未払費用	1,932
賞与引当金	1,668
返品調整引当金	51
その他流動負債	715
固定負債	6,173
長期借入金	3,626
リース債務	1,122
退職給付に係る負債	232
株式給付引当金	807
その他固定負債	385
負債合計	38,459
純資産の部	
株主資本	53,810
資本金	7,079
資本剰余金	264
利益剰余金	50,604
自己株式	△4,138
その他の包括利益累計額	△1,007
その他有価証券評価差額金	490
繰延ヘッジ損益	27
為替換算調整勘定	△457
退職給付に係る調整累計額	△1,068
非支配株主持分	114
純資産合計	52,916
負債・純資産合計	91,376

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		90,479
売上原価		42,470
売上総利益		48,008
返品調整引当金繰入額		17
差引売上総利益		47,991
販売費及び一般管理費		33,152
営業利益		14,838
営業外収益		
受取利息	23	
受取配当金	55	
持分法による投資利益	1,238	
その他営業外収益	90	1,407
営業外費用		
支払利息	129	
手形売却損	22	
その他営業外費用	109	261
経常利益		15,984
特別利益		
有価証券売却益	33	
固定資産譲受益	15	
その他特別利益	0	49
特別損失		
減損損失	147	
店舗閉鎖損失	26	
投資有価証券評価損	278	
特別退職金	13	
その他特別損失	9	476
税金等調整前当期純利益		15,557
法人税、住民税及び事業税	4,822	
法人税等調整額	△56	4,766
当期純利益		10,791
非支配株主に帰属する当期純利益		56
親会社株主に帰属する当期純利益		10,734

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) (単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
令和2年4月1日 期首残高	7,079	1,439	44,157	△4,233	48,443
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,818		△2,818
親会社株主に帰属する 当期純利益			10,734		10,734
自己株式の取得				△2,602	△2,602
自己株式の処分		△294	△1,467	1,815	53
自己株式の消却		△881		881	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△1,175	6,447	94	5,366
令和3年3月31日 期末残高	7,079	264	50,604	△4,138	53,810

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
令和2年4月1日 期首残高	△60	67	△577	△1,114	△1,686	95	46,852
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,818
親会社株主に帰属する 当期純利益							10,734
自己株式の取得							△2,602
自己株式の処分							53
自己株式の消却							-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	551	△39	120	46	678	19	697
連結会計年度中の変動額合計	551	△39	120	46	678	19	6,064
令和3年3月31日 期末残高	490	27	△457	△1,068	△1,007	114	52,916

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

計算書類

貸借対照表 (令和3年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	42,921
現金及び預金	14,849
受取手形	565
電子記録債権	3,108
売掛金	7,178
商品及び製品	12,469
仕掛品	197
原材料及び貯蔵品	518
未収入金	1,924
前払費用	476
その他流動資産	1,633
貸倒引当金	△1
固定資産	27,466
有形固定資産	7,290
建物	1,255
構築物	69
土地	4,337
リース資産	1,115
その他有形固定資産	512
無形固定資産	2,899
商標権	1,792
ソフトウェア	723
ソフトウェア仮勘定	318
その他無形固定資産	66
投資その他の資産	17,276
投資有価証券	5,029
関係会社株式	2,684
出資金	11
関係会社出資金	1,400
長期貸付金	755
破産債権等	129
差入保証金	2,135
前払年金費用	2,659
繰延税金資産	1,243
その他投資その他の資産	1,659
貸倒引当金	△433
資産合計	70,388

科目	金額
負債の部	
流動負債	29,748
支払手形	168
電子記録債務	9,533
買掛金	2,729
短期借入金	3,100
一年内返済予定長期借入金	2,520
リース債務	511
未払金	2,591
未払法人税等	3,368
未払費用	1,587
賞与引当金	1,499
返品調整引当金	45
その他流動負債	2,092
固定負債	5,744
長期借入金	3,626
リース債務	961
長期未払金	86
株式給付引当金	807
その他固定負債	262
負債合計	35,492
純資産の部	
株主資本	34,378
資本金	7,079
資本剰余金	258
資本準備金	258
その他資本剰余金	—
利益剰余金	31,179
利益準備金	990
その他利益剰余金	30,188
繰越利益剰余金	30,188
自己株式	△4,138
評価・換算差額等	517
その他有価証券評価差額金	495
繰延ヘッジ損益	21
純資産合計	34,896
負債・純資産合計	70,388

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

損益計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		79,583
売上原価		36,631
売上総利益		42,952
返品調整引当金繰入額		21
差引売上総利益		42,931
販売費及び一般管理費		30,343
営業利益		12,587
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	2,039	
受取賃貸料	86	
受取販売手数料	179	
その他営業外収益	125	2,431
営業外費用		
支払利息	121	
貸与資産減価償却費	33	
貸倒引当金繰入額	186	
その他営業外費用	89	430
経常利益		14,589
特別利益		
投資有価証券売却益	33	
抱合せ株式消滅差益	777	
その他特別利益	0	811
特別損失		
投資有価証券評価損	1,123	
減損損失	83	
その他特別損失	35	1,242
税引前当期純利益		14,158
法人税、住民税及び事業税	4,030	
法人税等調整額	△131	3,899
当期純利益		10,259

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計		
令和2年4月1日 期首残高	7,079	258	1,175	1,434	708	24,497	25,206	△4,233	29,487
事業年度中の変動額									
剰余金の配当					281	△3,100	△2,818		△2,818
当期純利益						10,259	10,259		10,259
自己株式の取得								△2,602	△2,602
自己株式の処分			△294	△294		△1,467	△1,467	1,815	53
自己株式の消却			△881	△881				881	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	-	-	△1,175	△1,175	281	5,690	5,972	94	4,891
令和3年3月31日 期末残高	7,079	258	-	258	990	30,188	31,179	△4,138	34,378

	評 価 ・ 換 算 差 額 等						純 資 産 合 計
	その他 評価	有価証券 差額	繰延 延ヘツ ジ益	評価 差額	・ 換 算 計	換 算 計	
令和2年4月1日 期首残高		△52			11	△41	29,446
事業年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,818
当期純利益							10,259
自己株式の取得							△2,602
自己株式の処分							53
自己株式の消却							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)		547			10	558	558
事業年度中の変動額合計		547			10	558	5,449
令和3年3月31日 期末残高		495			21	517	34,896

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年5月25日

株式会社ゴールドウイン
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 田光完治 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石田健一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴールドウインの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴールドウイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和3年5月25日

株式会社ゴールドウイン
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田光完治 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石田健一 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴールドウインの令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人EY新日本有限責任監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
なお、新型コロナウイルス感染症対策については、グループ従業員の安全を確保しながら、適切に対応していることを確認しております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月25日

株式会社ゴールドウイン 監査役会

常勤監査役 近藤 政明 ㊟

監査役(社外監査役) 塩原 明之 ㊟

監査役(社外監査役) 世一 秀直 ㊟

監査役(社外監査役) 森田 勉 ㊟

以上

定時株主総会会場ご案内図

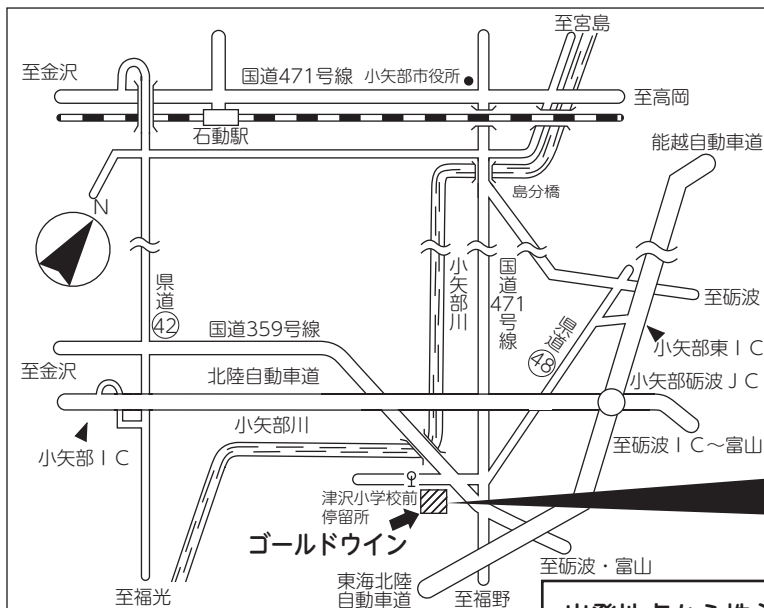
会場

富山県小矢部市清沢210番地

当社本店 5階ホール TEL (0766) 61-4800 (代)

交通

- ・あいの風とやま鉄道 石動駅より車で約15分
- ・あいの風とやま鉄道 石動駅から庄川・福野方面行バスで津沢小学校前バス停下車
(所要時間約20分)
- ・北陸自動車道小矢部インターチェンジより車で約5分
- ・能越自動車道小矢部東インターチェンジより車で約5分



当社本店 5階ホール



出発地点から株主総会
会場までスマホが
ご案内します。



スマートフォンで
QRコードを
読み取りください。
目的地入力は不要です！

※平成22年2月に厚生労働省から、集会場、展示場、百貨店を含めた施設での原則全面禁煙を求める通知が出たのを受け、当社では、敷地内全面禁煙を実施しております。ご理解・ご協力をお願いいたします。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。